



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』：訳と訳注（一）
Author(s)	栗生沢, 猛夫; Kuryuzawa, Takeo; 宮野, 裕 他
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 116, 115-185
Issue Date	2005-07-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/34088">https://hdl.handle.net/2115/34088</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	116_PR115-185.pdf



## イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』

— 訳と訳注 (二) —

栗生沢 猛 夫・宮野 裕

### はじめに

イヴァン四世雷帝治世のいわゆる改革の時代に編まれた「一五五〇年法典」Судебник 1550 г. は、この時期のモスクワ国家と社会の研究にとつてもっとも重要な史料の一つである。それはさらに六〇年を遡る前の、かれの祖父イヴァン三世の時に編まれた「一四九七年法典」Судебник 1497 г. に続く、モスクワ国家全体を視野に入れた二番目の法典であり、いわば「完成された」形をとったモスクワ国家の理念と現実を映し出す基本的文献でもある。

以下に一五五〇年法典を訳出し、条文ごとに訳注をほどこすにあたって、法典のテキストについて若干の説明をしておきたい。

本法典はこれまでロシアで何度か刊行されている。

最初にこの法典に注目したのは一八世紀の歴史家 B・H・タチーシチェフである。かれは「黄金の文字で」書かれた豪華な装丁の法典写本を手に入れ、一七三四年に、時の皇帝アンナ・イヴァーノヴナに献呈したが、その際自ら写しをとり、こちらは科学アカデミーに提出した。その後一七六八年に Γ・Φ・ミレルが本法典のテキストを刊行したが、それはこのタチーシチェフ直筆の写本——それは今日では失われている——によるものであった。

その後本法典のテキストは、帝政期に、同じ一七六八年 (C・バシローフ)、一八一九年 (K・Φ・カライドーヴィチ / Π・M・ストローエフ)、一八四一年 (AN. T. I.) と刊行されたが、これらは収集された写本の数、何よりも依拠した基本的写本の質、刊行方針などの点で問題の多いものであった。

ソヴィエト期に入ってから、一九五二年に B・M・グレコフの監修下に刊行されたものが重要である。それは全部で四〇写本 (うち一六世紀のものが一三本、一七世紀の写本が二一本である) を参照しており、P・B・ミュラーにより校訂されている。その四年後の一九五六年には、M・B・チェレブニン監修の『法記念碑』第四巻でも、本法典は、グレコフ監修本とは異なる写本に基づいて刊行された (A・Γ・ポリャーク校訂)。これら二つのテキストのどちらがすぐれているか、判断が難しいところであるが、一九八五年に大がかりな法典集『一〇—二〇世紀のロシア法』の第二巻が A・M・ゴールスキー監修下に刊行されたとき、そのテキストは先のグレコフ本を使用しているので、この邦訳でも、一九五二年の刊本を底本として使用することにする。

本法典の原本は伝わっていない。今日約四〇本 (ないし五〇本とも言われる) の写本の存在が知られているが、多くは一六世紀後半から一七世紀前半のものである。これは、この法典がもっぱら現行法として用いられていた時期に

筆写されたことを物語っている。それは一六四九年のウロジェーニエが発布されるまで、モスクワ国家の基本的な法典であり続けたのである。これは法典であるから、筆写にあたっては勝手な改変や加筆、省略は許されなかったであろう。写本間に大きな、また本質的な差異が認められないことの理由はそこにあると考えられる。

本法典には、大多数の写本では本文に先立って目次が付されている。目次に次いで、序文、そして第一条からの法文テキストが続いている。条項数は、写本によって異なっている。大多数の写本では、九九か一〇〇条からなる。その際第一〇〇条は、いくつかの写本では現れず、現れる場合にも、番号が付されぬままのことがある。また相当数の写本で、第七七条（「解放文書について」）が欠けている。また写本によっては、特定の章（たとえば第五条、第八条など）が含まれていない場合がある。もっともそれは多くの場合、写字生の不注意などの偶然的な原因によってである。逆に法典発布後に出された補足的な法令が付加されている場合もある。

一九五二年版の校訂者がテキストの刊行に当たって選んだ基本的な写本は、*ЛЮИИ*（現 *Филиал Института российской истории Российской Академии наук*. СПб.）*Собрание Н. П. Лихачева*, No. 228 である。これは一六世紀六〇年代初頭のものとされている。

上述の「*Юридический кодекс*」以下の邦訳の底本は、*Судебники XV-XVI веков. Подготовка текстов Р. В. Молдлер и Л. В. Черепнина. Комментарии А. И. Колпаева, В. А. Романова и Л. В. Черепнина. Под общей редакцией академика Б. Д. Грекова. М.-Л., 1952, С. 135-177* である。テキストの校訂には、前述通り、*Р. В. Молдлер* があたってゐる。

訳注は主として、同書 *С. 181-340* の *Б. А. Романов* のコメントに依拠したが、同時に、*Памятники*



- ずに、だが悪意なしに敗訴とした場合。
- 三 貴族、あるいは宮廷官、あるいは財務官、あるいは書記官が賄賂をとり、「正しい」裁判によらずに敗訴とした場合。
- 四 書記官が、貴族、あるいは宮廷官、あるいは財務官の許可を得ることなく「裁判」文書を作成するか、あるいは、賄賂をとって、裁判によらずに、「文書の」写しを偽造する場合。
- 五 書記官補が、書記官の指示なしに、賄賂のために、裁判によらずに文書を作成する場合。
- 六 誰か有罪とされた者が、貴族あるいは侍従官、あるいは宮廷官、あるいは財務官、あるいは書記官また書記官補を相手取って「告訴し」、偽りを述べる場合。
- 七 告訴人について。
- 八 手数料について。貴族、あるいは宮廷官、あるいは財務官、あるいは書記官また書記官補は手数料として何をとるか。
- 九 裁判が決闘にまで立ち至るも、決闘の場に立たずに、和解する場合。
- 一〇 決闘の場に立ち、そして和解する場合。
- 一一 債務案件で、あるいは殴打「の件」で決闘の場で打ち合う場合。
- 一二 放火、あるいは殺人、あるいは強盗、あるいは盗取「の件」で決闘の場で打ち合う場合。
- 一三 侍従官と書記官について。かれらが決闘の場に来る場合。
- 一四 決闘裁判訴訟人について。

- 一五 カバラー「文書」による、あるいはそれによらない債務案件において、またその他いかなる案件においてであろうとも、証人が申請された「場合」について。
- 一六 証人が殴打、略取、あるいは債務に関し、誰かに反する証言をする場合。
- 一七 証人と対決する雇い人が「被告に」おり、証人には雇い人がいない場合。あるいは誰であれ、証人自身が討ち合うことが出来ない場合。かれには雇い人「があるべきである。」
- 一八 証人が、証言すべきことがあるにせよないにせよ、裁判官の前に出頭しない場合。
- 一九 原告自身が決闘において討ち合うことが出来ない場合、かれには雇い人が「認められ」、被告にもまた雇い人が「認められる。」
- 二〇 告訴状を提出して三人あるいは四人を訴えながら、告訴状にそれ以上の人を記している場合。
- 二一 出張人が誰か一人に対し出頭日通達状を「渡し、出頭日を」通知したが、その者が出頭日通達状に「名が」記されているおのれの「他の」仲間にそれを見せなかった場合。
- 二二 誰かが代官あるいは郷司、またその配下の者らに対し告訴状によって訴えをおこすが、代官、郷司がおのれの配下の者らすべてのために答弁しようとしぬ場合。
- 二三 原告が、代官や郷司の配下の者らに対する訴訟に、誰か、都市民や郷民らをさらに加え「て訴え」ようとする場合。
- 二四 誰か、他都市の住民が代官あるいは郷司を不当損害行為で叩頭「して告訴」しようとする場合。
- 二五 誰かが殴打および略取の件で訴えをおこし、被告が、殴りはしたが奪ってはいない、あるいは奪ったが殴って

はいない、と述べる場合。

二六 名譽棄損と身体損傷について。

二七 ある異国人が異国人を訴える、あるいは誰かが国の者が異国人を訴える場合。

二八 ツアーリにして大公、あるいはツアーリにして大公の子らが裁く裁判について。これらの裁判文書は書記官自らが保管する。

二九 「貴族らは」書記官に裁判文書を自身の前で作成するように命じる。作成に際して原告が立ち会ってはならない。

三〇 合同裁判について。

三一 誰かが誰かをブリースタフを通して捕らえるも、「両者ともに」裁判「の場」に行くことを望まない場合。

三二 週役人は裁判において「裁判官のために」賄賂を要求してはならず、また週役人自身賄賂をとってはならない。

三三 貴族、あるいは宮廷官、また財務官が勝訴判決書の押印代として、また書記官が署名代として、さらに書記官補が勝訴判決書作成代として取る手数料について。

三四 貴族、あるいは宮廷官、また財務官が報告文書の押印代として、また書記官が署名代として、さらに書記官補が文書作成代として取る「手数料について。」

三五 貴族、あるいは宮廷官、また財務官が勝訴判決書の押印代として、また解放状の押印代としてホロープとローバから取る「手数料について。」また書記官が署名代として、書記官補が作成代として「取る手数料について。」

三六 債務支払延期書について。貴族への報告なしの、また書記官の署名なしの利子つき債務に対する支払延期書を交付してはならない。

- 三七 ツァーリにして大公の裁判、またツァーリにして大公の子らの裁判から取られるべき「手数料」は、君主が指示する者、また書記官と書記官補が取る。
- 三八 ツァーリにして大公の印璽官、またツァーリにして大公の子らの印璽官は、勝訴判決書の押印代として、書記官は署名代として、書記官補は勝訴判決書作成代として手数料を取る。
- 三九 ツァーリにして大公の印璽官、ツァーリにして大公の子らの印璽官が報告文書の押印代として、書記官が署名代として、書記官補が文書作成代として、取るべき「手数料について。」
- 四〇 ツァーリにして大公の印璽官、ツァーリにして大公の子らの印璽官が勝訴判決書と解放状「の発行」代として、ホローブとローバから取る「手数料について。」また書記官が署名代として、書記官補が作成代として「取る手数料について。」
- 四一 書記官が出頭日通達状と出頭日延期状の署名代として、また書記官補が出頭日期限延期「状作成代」として取る「手数料について。」
- 四二 欠席裁判勝訴判決「書」は何時交付されるべきであるか。印璽官がこの文書への押印代として、また書記官が署名代として、書記官補が作成代として取る手数料「について。」
- 四三 印璽官が特典恵与状、行政恵与状、また返済猶予状への押印代として、書記官が署名代として取る手数料「について。」
- 四四 印璽官がブリースタフ派遣状への押印代として、書記官が署名代として、週役人のもとで取る「手数料について。」

- 四五 週役人の足代及び捜査手当について。
- 四六 馬代について。モスクワから各都市までの馬代はいくらか。
- 四七 週役人は自らブリースタフ派遣状を携えて出張を行い、「被告等を」保証に出す。「あるいは」かれらは出張人を派遣する。「その際」かれらはおのれの配下にブリースタフ派遣状をもたせて派遣してはならない。
- 四八 週役人あるいは出張人がブリースタフ派遣状を携えていずれかの都市あるいは郷を訪れるなら、かれは当地の代官あるいは郷司にブリースタフ派遣状を提示する。
- 四九 週役人はいかなる件においてであれ、誰かを保証に出す場合、かれは被告と原告を引き止め「裁判を遅らせ」てはならない。
- 五〇 誰かが別の者に対しブリースタフを派遣しながら、自身は期日通りに現れない場合の生活費と損害「賠償」額について。
- 五一 再審「手数料」及び再審調査料について。
- 五二 誰かを初めて証拠物件とともに「捕らえ」連行する場合。
- 五三 盗人及び強盗「捕縛」のための週役人の派遣について。
- 五四 いずれかの週役人のもとに盗人が拘留されている場合。
- 五五 教会「財産」の窃盗や強盗殺人以外の窃盗で初めて捕らえられた盗人について。
- 五六 窃盗で二度目に捕らえられた盗人について。
- 五七 盗人が誰かを告発する場合。

- 五八 小貴族や農民が誰かを盗人と告発する場合。
- 五九 誰かに対し強盗、あるいは殺人、中傷、文書偽造、また他のなんらかの悪事の証拠が示される場合。
- 六〇 誰かに対し強盗以外の窃盗、あるいは他の何らかの悪事の証拠が示される場合。
- 六一 主人殺し、都市を「敵に」渡す者、謀反を企む者、強盗殺人犯、騒乱煽動者、放火犯について。
- 六二 貴族裁判付き扶持受領者である代官について。
- 六三 貴族裁判について。
- 六四 代官は小貴族をいかに裁くか。
- 六五 代官が勝訴判決書の交付代として取る手数料「について。」
- 六六 貴族裁判のない扶持受領者である代官及び郷司について。
- 六七 代官のチウンについて。かれらはいかに勝訴判決書を交付するか。
- 六八 長老及び宣誓人について。いずれかの郷においてこれ以前に、裁判に陪席する長老及び宣誓人がいなかった場合でも、今やこれらの郷に長老及び宣誓人がおかれるべきである。
- 六九 代官及び郷司の裁判記録、報告記録について。
- 七〇 代官及び郷司の配下が誰かを保証に出そうとし、だがその者に保証がない場合。
- 七一 代官及び郷司やかれらのチウンは盗人、殺人犯およびあらゆる悪人を報告なしに売ったり、罰したり、釈放したりしてはならない。
- 七二 代官及び郷司はあらゆる人をかれらの財産を勘案しながら裁く。

- 七三 誰かが自分から他人の財産が奪われたと言う場合。
- 七四 いずれかの都市に二人の代官、またいずれかの郷に二人の郷司がいる場合。
- 七五 誰かが代官あるいは郷司、またかれらの配下に対しブリースタフを派遣する場合。
- 七六 ホロープに関する裁判。
- 七七 解放文書について。
- 七八 利子のための奉公を「義務づける」カバラ「文書」を自由人からどのように取るべきか。また利子のための奉公を「義務づける」古いカバラ「文書」について。
- 七九 一人のホロープに対し二通の完全「ホロープ」文書あるいは二通の報告「ホロープ」文書が提示された場合。
- 八〇 ホロープが敵軍により捕虜とされた場合。
- 八一 小貴族及びその子らをホロープに取ってはならない。
- 八二 誰かが他人から利子「付き債務の」カバラ「文書」を取る場合、それらの者たちを「債権者」自身の傍らにおいてはならない。
- 八三 主人の傍らで期限まで勤めあげなかった雇い人について。
- 八四 土地及び封地に関する裁判。
- 八五 世襲領地に関する裁判。
- 八六 村と部落の間の、また遠く離れた草刈り地との間の柵について。
- 八七 越境耕作について、また境界「柵、標識」の破損について。

- 八八 農民の退去について、すなわち移転について、また家屋使用料について。
- 八九 いずれかの農民が犯罪案件で決闘「裁判となり」討ち負かされた場合。
- 九〇 悪意なしに商品を失う商人について。あるいはいずれかの商人が自身の無分別で商品を失う場合。
- 九一 神の教会により養われる、あるいは神の教会によって養われることのない教会聖務者が告訴された場合の裁判について。
- 九二 誰かが遺言状なくして死ぬ場合。
- 九三 誰かが市場で何か中古品を買う場合。
- 九四 誰かがモスクワあるいはモスクワ郡で馬を買う場合。
- 九五 誰かが代官あるいは郷司のいる「地方」都市あるいは郷で馬を買う場合。
- 九六 家で「自家用に」育てられた売り物でない馬について。
- 九七 この法典以前に結審をみた裁判、また審理されたが結審しなかった、あるいはまた審理されなかった裁判について。
- 九八 この法典に記されていない何らかの案件「について」。
- 九九 「法廷での」賄賂と「偽りの」証言について、モスクワとすべての「地方」都市の市場において「禁止を」布告するよう命ずべきである。

七〇五八年六月…全ルーシのツァーリにして大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチは、おのが兄弟また貴族らとともに

にこの法典を定めた。すなわち、貴族、侍従官、宮廷官、財務官、書記官、またすべての官庁役人ら、そして地方都市にあつては代官、郷にあつては郷司、さらにチウンらすべての裁判官らが、いかに裁判を行うかに関してである。

〈訳注・解説〉

本法典は、上記表題によれば、七〇五八年六月、すなわち西暦（露暦）一五五〇年六月の貴族会議において成立した（「おのが兄弟また貴族らとともに……定めた」）。イヴァン四世雷帝が一五四七年に親政を開始し、「選拔者会議」を中心に推進した改革路線の重要な法的基盤をなすはずのものであった。日付けは写本によって、一、一八、一九、二四日と様々に伝えられている。時には日付けが記されていない場合もある。

本法典の存在に最初に言及するのは、一五五一年二月二三日付けのいわゆる『百章（ストグラフ）』会議の記録（議事録）である。この会議に集まつたロシア正教会の府主教マカーリーら高位聖職者に対し、イヴァン雷帝が行つた演説にそれへの言及がある。長くなるが以下に引用しよう。

「全ルーシの府主教マカーリー、ならびに……参加者たちよ。過ぐる年、余は貴族らとともに汝らの前におのが罪の許しを乞い、汝らはわれらに祝福を与え、われらの罪を許してくれた。そこで余も汝らの許しと祝福により、余の貴族たちの犯したすべての罪に慈悲をかけ許しを与えた上、かれらに対し余の帝国のキリスト教徒との間のこれまでの一切の争いごとをやめてある期間和解するよう命じた。その結果、貴族、すべての官庁役人と扶持受領者たちが地方の人々とのあらゆる訴訟をおさめ、和解に達した。その時、余は同時に「一四九七年の」法典を古きならつて改正し、裁判を公正にし永遠にゆるぎなきものとすべく、汝らの同意を求めた。かくして汝らの

祝福のもと余は法典を改正し、正義と善き配慮とがゆきわたり裁判が公正になされすべての訴訟が賄賂なしで行われるように、大いなる禁令を定めた。また余の国家のすべての地方において、あらゆる都市、付属都市、郷、ポゴストごとに長老、宣誓人、百人長、五十人長を定め、小貴族の手元におくべき行政状を成文化した。今汝らの前における「一五五〇年」法典と行政状を読み、われらの裁判が神の法にかなひ、汝らの祝福により幾久しく不動のものになるよう、審議されよ。もしこれらの法典と行政状が公正なるものと認められたならば、聖なる会議において公認し永遠の祝福を与えた上、これらに連署されたい。しかるのち文書は国庫に保管されるであろう。」(中村訳Ⅰ：二四—二五頁、訳文・訳語は若干変えている場合がある。)

この引用文中にある、イヴァン雷帝が「貴族ら」に命じたという「和解」が、一五四九年二月二七—二八日の、いわゆる「和解会議」での出来事をさすことについては、研究者らによつてもほぼ一致して承認されている。とすると(上の「過ぐる年」が正確には何年のことをさすかについては論争がある——И・И・スミルノフやБ・А・ロマーノフらは一五四九年、С・О・シュミットやА・А・ジミンは一五五〇年とする——としても)、旧「一四九七年」法典は、「和解会議」において改正への同意を与えられ、一五五〇年六月にその改正作業が完了し、かくして一五五〇年法典が成立した。そしてそれは『百章』会議のときに公認・祝福され、間もなく発効したということになる。H・П・リハチョフによれば、現行法としての本法典に言及する最初の史料は、一五五一年七月四日付けのコリヤジン修道院への勝訴判決書 *Исправъ Правора* である。

このように本法典は何よりも一四九七年法典を基に編纂されている。従つて、新旧両法典の比較考察が、一五五〇年法典研究の最大の課題とならう。両法典の比較考察において、両者をへだてる半世紀間にモスクワ国家に



イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』

cf. D. H. Kaiser, *The Laws of Rus'*, p. XVIII)。このことの意味についてここで立ち入ることはできないが、急速に拡大しつつあるモスクワ国家に固有の行政・司法上の具体的諸問題を規定したのはまさしく法典Iであり、法典IIをその改訂版とみることに問題はないと考える。もちろん『ルースカヤ・プラウダ』がこの時点においてもルーシ法における基本的精神であり続けたことは否定できないにせよである。法典Iの写本が一本しか知られていないのは、おそらく、一五世紀末の時点で、国家行政に関わる高度に実践的な意味をもつ「法典」が、ちょうど一世紀半後に発布された「一六四九年のウロジェーニエ（会議法典）」の場合と異なり、広く臣民の間に周知させられるべきものとは考えられていなかったからであろう。

さて新旧両法典の関係であるが、両法典は、その実践的、直接的な使命を、裁判制度の整備またそのあり方の規制にみている。

法典Iの表題には、イヴァン三世が「裁判について、貴族と侍従官がいかに裁判すべきかを定めた」とある。法典IIでは、裁判を行う主体として「貴族と侍従官」に、「宮廷官、財務官、書記官、またすべての官庁役人ら、そして地方都市にあつては代官、郷にあつては郷司、さらにチウンラすべての裁判官ら」が付け加えられている。これは一体いかなる意味をもつものであろうか。ウラジミールスキー<sup>1</sup>ブダーノフは、「宮廷官ら」は「第一の〔一四九七年〕法典の後に裁判官の数」に入り込んだと考え、またII・II・スミルノフはここから、半世紀の間に「官庁〔プリカース〕や書記官の意義が高まった」ことを主張したが、はたしてこうした見方は正しいのであろうか。

まず法典Iの第三七条から第四五条に注目すると、法典Iの表題は不完全であることが分かる。たとえば、同

第三七条は「ある都市」、すなわちモスクワ以外の地方都市の裁判に関連して出された代官への訓令とみることができ、ここにみられる代官や郷司、チウンは表題の方には現れて来ないのである。それゆえ、少なくとも「代官、郷司、チウン」は法典IIにおいて初めて現れたわけではない。(ちなみにチウンとは、古高地ドイツ語の *thran* に由来する語で、「奉仕する者」を意味する。原初的には非自由人で、公、貴族その他に仕える各種の奉公人で、公行政等においてきわめて重要な役割を果たした。本法典では裁判官の一種として登場する。さらに石戸谷五三頁、註②を参照。)

法典IIで首都モスクワの裁判について新たに付加されたという「宮廷官、財務官、書記官：官庁役人」についてはどうか。まず書記官は法典Iでも(表題には見られないとしても)、第三〜六条では貴族と一対になって登場している。それゆえ、これについても法典IIが新しいとはいえない。

「宮廷官、財務官」については、確かに法典IIにしか登場しない。(法典IIでは本文でも第一〜一〇条においてこの二つの役職への言及がある。)その意味では法典IIはこの点で確かに新しい。しかし注意しなければならぬのは、その新しさの意味である。それはこの二つの役職が法典IIの時点で新たに成立したという意味で新しいのではない。両職は宮廷職としてはすでにイヴァン三世期には確実に存在していた。それゆえ宮廷職である両職が法典IIにおいて国家司法制度の一翼を担わされていることが重要なのである。一五世紀末には宮廷に限定された役職が、半世紀後には国家行政・司法の中核として編成替えされているわけである。宮廷から国家への移行、あるいは宮廷とは別個の国家機関の成立の様相がここに表現されているといえる。

最後にスミルノフが強調した「官庁役人」である。かれはこれが法典IIに明瞭な形で登場したことを、一六

世紀中葉における国家中央行政制度としての「官庁「プリカース」制度」の発達の反映の一つと考えた。これはおそらく間違つてはいない。ただし、プリカースが本格的に官庁としての組織的形態を整えるのは、ほかならぬ法典II発布以後のことであることは念頭においておくべきであろう。またここからもしわれわれが官庁役人も貴族らと同様の裁判権を行使したと考えるとしたら、問題である。書記官の場合もそうであるが、かれらはあくまでも貴族らの補助的役割に甘んじていたと考えられるのである。

以下に本表題に現れる種々の用語の原語綴りを記しておく。

貴族 (боярин (бояре)) : 侍従官 окольничий ; 宮廷官 дворянский ; 財務官 казначей ; 書記官 дьяк ; 官庁役人 приказные люди ; 代官 наместник ; 郷司 волостель

一 ツアーリにして大公の裁判は貴族、侍従官、宮廷官、財務官、また書記官がこれを行う。裁判においてかれらは誰にたいしても好意を示してはならず、報復を行つてもならない。裁判では賄賂を受けとつてはならない。裁判官たる者はすべからず賄賂を受けとつてはならない。

〈訳注〉

法典I第一条を参照。法典IIでは第一条から第一〇条まで、裁判官のリストに侍従官と財務官が新たに付け加えられている。侍従官は貴族会議身分で、貴族に次ぐ地位。それは多くの場合、モスクワ大公家と密接な関係を取り結ぶ、古参の、だが有爵ではない(すなわち公家ではない)貴族家門の出身者により占められた。財務官は

通常、大公に近く勤務する人物により占められた(ただし門閥諸公・貴族家門の出身者であることはまれである)。

二 貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官が誤った裁判を行い、誰かを「正しい」裁判によらずに、だが悪意なしに誰かを敗訴とする「判決を出す」か、あるいは文書に署名し、勝訴判決書を発行したとき、たとえ真実が明るみに出されるとしても、貴族や宮廷官や侍従官、財務官、書記官らには、そのことで罰はない。訴訟当事者は裁判を初めから与えられ、徴収されたものは返却される。

〈訳注〉

法典I第十九条を参照。裁判官リストは別にして、内容的に大きな変化はない。次の第三条の場合と対照的に、裁判官らは誤った裁判をしても、「悪意がなければ」、すなわち賄賂を取らずに、誤解やミスなどでなされた場合には、罰せられることはない。「裁判によらずに」は「正しい裁判によらずに」の意味で理解する。訴訟当事者は、この場合、裁判のやりなおしを請求できるとする。最初に取られた手数料など(その種類は次の第三条に示される)は返還される。

勝訴判決書 *побавая прамота* : (一) 裁判記録そのものと(二) 判決書からなる文書であり、勝訴した訴訟当事者に渡された。

罰 *пени*

三 貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官が裁判において賄賂をとり、「正しい」裁判によらずに「一方を」敗訴とし、そして真実が明るみに出されるなら、その貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官からは訴訟要求額「と同額」が取られる。またツァーリにして大公の諸徴収金、馬代、証人喚問手数料、再審手数料、足代、再捜査手数料、拘禁手数料の三倍「額」が取られる。「かれらの」罰は君主が命じる。

〈訳注〉

法典Iには見られない新条項である。ここでは賄賂を受け取り、不正な(前条との類推で言えば、「悪意」ともに)裁判を行った、貴族から書記官に至る裁判官に対する罰則が定められている。この場合裁判官は(一)訴訟要求額と同額、また(二)裁判に関わる諸徴収金の三倍額を徴収された。その上君主から特別の処罰が課される恐れがあった。

条文は、裁判官から徴収された金が誰の手に渡ったかについては、触れていない。この「受け取り手」の問題については研究史上若干の議論がある。ウラジーミルスキー||ブダーノフはこれを、訴訟要求額分は「不当に敗訴とされた者」に渡され、また諸徴収金の三倍額は国庫に入ったと考えた。ポリヤークは、裁判官から徴収された額のすべてが「不正裁判で被害を蒙った者」に渡ったとした。

他方、ロマーノフは、この条項を法典IIが編纂された具体的歴史状況との関連で解釈している。すなわち、これによれば、法典IIは、一五四九年「和解会議」の際の、貴族の専横を批判する「二月宣言」に基づいて編纂された。それゆえこの条項も、貴族の不正な裁判に苦しんでいた小貴族や農民の利益を擁護する目的をもっていた。

具体的には、裁判官に賄賂を贈る存在とは、小貴族らから告発された貴族であり、それゆえ貴族の専横を抑制しようとした雷帝政府は、不正な裁判官から徴収した罰金をすべて「原告」、すなわち小貴族らに渡したというのである。全額が「原告」に渡ったとする点ではシユタムも同意見である。

「馬代」ездと「足代」хождение・裁判において、週役人(Недельник)のこと。これについては後述)が原告あるいは被告に裁判への出廷期日を知らせる文書を渡したり、訴訟当事者の一方の要請により、出廷猶予期間を設定すべく裁判官のもとに派遣されたり、あるいは被告を裁判(所)に連行したりするなどの役目を果たした。そのさいかれは出張代金を受け取った。「足代」は、一都市、一村落などの領域内での移動の場合に支払われた。この語は「歩く ходить」から派生している。他の諸都市や遠方へ派遣される場合は「馬代」が支払われた。こちらは「馬などごとく」行く ездить」からきた語である。(法典I第三〇条、石戸谷五六頁、註(31)を参照。)

これらの出張費用が誰から支払われたかについては、条文からは不明である。国庫からか、あるいは裁判当事者からであろうが、一六四九年ウロジェーニエ(第一〇章第一一九条)やコトシーヒン(第七章四六節)から類推すれば、おそらくは後者からであったと考えられる。コトシーヒンによれば、一七世紀後半においてもこれを支払っているのは国家ではなく、原告や被告である。であるならば、ここではなおさらそうであろう。石戸谷は法典Iの第三〇条に關し「手当」と訳しているが、上述のような意味でここは、「代(金)」と訳しておく。

再捜査手数料 Побыи децток：訴訟当事者の一方の訴えにより、裁判官の許可に基づいて案件が再審された場合に、下級廷吏 подвойский が得た手数料。

訴訟要求額 ищов иск：証人喚問手数料 Пראה：再審手数料 пересуд：拘禁手数料 похерезное

四 ある書記官が「裁判」文書を偽造するか、あるいは貴族、あるいは宮廷官、財務官の許可を得ることなく、また裁判によらずに、すなわち裁判においてあつた如くではなく、その文書を作成し、「その後」かれがこの件で賄賂を取つたことの真実が明るみに出されるなら、その書記官から、貴族に先立って、「訴訟要求額の」半分が取られ、そしてかれは獄に投じられる。

〈訳注〉

新条項。貴族らのもとで裁判の実務に携わつた書記官の職務上の犯罪（文書偽造）に対する罰則が定められている。すなわち貴族らのあずかり知らぬところで行われた書記官の当裁判文書偽造の場合の罰則は上記の通りである。（貴族らが承知していた場合は、おそらく不正な裁判が行なわれた場合の前条の規定が適用されたと考えられる。）この場合書記官は訴訟要求額の半分の徴収されたが、残りの半分は書記官の監督を怠つた貴族らが負担した。「貴族に先立って」取られた、という文言はそのような意味で理解されよう。（これについては法典Ⅲ第四条を参照せよ。ここでは、「別の半分…は裁判官から取る。なぜなら…書記官の悪を知つていたからである」とされている。ここでは貴族らが書記官の不正を「知つていた」とされているが、同条項でも、その前では書記官が「貴族…の許可を得ることなく」不正を行ったと記されているのである。監督する立場にある者は知らないでは済まされない、ということであろうか。）

なお罰則としての投獄措置は、ウラジーミルスキーIIブダーノフによれば、ロシア史上ここで初めて言及されるという。

〔裁判〕文書 *список* ; 獄 *тюрьма*

五 もし書記官補が、書記官の指示なしに、賄賂のために裁判によらずに「裁判文書」を作成するならば、その書記官補は市場刑に処され、鞭打たれる。

〈訳注〉

新条項。裁判記録を実際にとつたのは書記官補であるが、ここではかれが賄賂を取つた上で、裁判において決定された通りではなくそれを作成した場合の罰則が記されている。市場刑とは、市場広場において公衆の面前で鞭打たれる刑罰のこと。第三―五条は、職務上の犯罪に対する罰則を定めているが、それは勤務人のランクに対応した身分制的な原則に基づいている。

市場刑 *Торговая казнь* ; 書記官補 *подручный* (第八条訳注参照。)

六 もし誰か有罪とされた者が貴族、あるいは侍従官、宮廷官、財務官ないしは書記官、また書記官補に対する偽りの告発を行い、かれが偽りを述べたことの真実が明るみに出されるなら、その告訴人は、その罪「に対する罰」に加えて、市場刑に処され、鞭打たれ、獄に投じられる。

〈訳注〉

新条項。ここでは裁判官に対する虚偽の告発を行った者に対する罰則が定められているが、この場合の罰は、故意の不正裁判を行った裁判官に対する罰よりも厳しいものであった。このようにして、当局は裁判のやり直しを求める嘆願者が大挙して押し寄せることを避けようとしたと考えられる。「その罪に加えて」という語は、「その罪に対して判決で下された罰に加えて」の意味で理解される。

七 もしある貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官のもとへ、誰であれその官庁の「管轄下にある」告訴人がやってくるならば、貴族らはおのが官庁の告訴人を「忌避して」追い払ってはならず、かれらはおのが官庁のすべての告訴人に対し、告訴人が然るべき方法で嘆願した裁きを与えるべきである。もしかれらが君主の許可なくして告訴人に裁きを与えることができないならば、その嘆願の件をツァーリなる君主に上申しなければならない。もしある貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官がおのが官庁の告訴人を追い払い、その者から告訴状を受け取らず、かれに裁きないし指示を与えずに、ツァーリなる君主にその嘆願の件を上申しないなら、また他方、この告訴人が君主に叩頭して、かれに裁きを与えられなかったと訴え、君主がその告訴状を、裁判を行うべき者に送付し、かれに裁きを行うよう命じたにもかかわらず、貴族、あるいは宮廷官、財務官が裁きを行わないなら、裁きを行わない者は君主の寵を失う。もしいずれかの告訴人が不当な方法で嘆願し、「その理由で」貴族らがかれのことを拒絶したのに、それでも告訴人が君主に嘆願して、「君主を」しつこく悩ませるなら、その告訴人は獄に投じられる。

〈訳注〉

法典I第二条を参照。法典Iでは裁判権を有する貴族に、その下にある告訴人に対する裁判を義務づけているが、ここではかれ及び宮廷官、書記官らに、かれらの職務権限・領域（君主から何らかの任務・業務を命令・指示されたという意味でのプリカースト官庁）に属する告訴人に関し、同様の義務を課している。法典IとIIの間の時期に、官庁制度が発達していることがみてとれる。この制度の下では各官庁には管轄する特別の住民カテゴリー、あるいは地域、また事項があったと考えられる。この場合、裁判官は管轄下でない告訴人については、ツァーリに報告し、おそらくは他の官庁の裁判官にその件を委ねることが義務づけられている。

本条項は、裁判官の裁判忌避の責任を問う一方で、然るべき手続きによらずに告訴する告訴人に対する処罰（投獄刑）をも定めている。

「寵を失う」とは、主として国家のエリート層の成員が「君主の怒りを買う」ことであり、多くの場合、「宮廷」への出入りを禁じられ、処分が決まるまで、あるいは赦しが得られるまで、「慣習的に黒服を着た」という。失寵はまれに上層の住民にも及んだ。

告訴状 *zhelebovitshe*（嘆願書）

八 貴族、宮廷官、財務官また書記官「書記官補」は、裁判において一ループリの案件につき「一定額の」手数料を、原告にせよ被告にせよ有罪とされた者から受け取る。すなわち、貴族、あるいは宮廷官、また財務官は有罪とされた者から一シエニガを、書記官は七シエニガ、書記官補は二シエニガを「受け取る。」もし案件が一ループリ以上

あるいは以下であるなら、かれらは手数料を割合に応じて受け取る。かれらはそれ以上に受け取ってはならない。また書記官補は文書「の作成」から何も受け取らない。もし貴族、あるいは宮廷官、財務官、書記官、書記官補、また週役人が誰からにせよ余分に取るならば、その「取った」者から三倍額取る。もし誰かが貴族、あるいは書記官、書記官補、週役人に対し、かれら「貴族ら」がかれ「告訴人」から手数料以上に余分に取ったと叩頭して訴え、そしてその者が偽りを述べていることが明るみに出されるなら、その告訴人は市場刑に処され、獄に投じられる。

〈訳注〉

第八〇一〇条は裁判に関係する、上は貴族から下は書記官補が受け取る手数料の額を定めている。

第八条については、法典I第三条を参照。裁判官らは訴訟要求額に応じた手数料を受け取った。ここで言われる「手数料」とは、裁判手数料のことである。その額は法典Iにおける場合とは変わっている。法典IIでは、貴族(または宮廷官、財務官のいずれか)、書記官、書記官補がそれぞれルーブリの訴訟要求額につき一一ジェニガ、七ジェニガ、二ジェニガを受け取った。合計額は二〇ジェニガ、すなわち訴訟要求額の10%である。法典Iでは、貴族が一二ジェニガ、書記官が八ジェニガであるので(他の役職者については規定がない)、法典IIでは受け取り手と配分額が変化している。ただ合計額、つまり敗訴した者が支払う額は同額である。下級役人である週役人は何も受け取らない。シユタムによれば、裁判手数料は裁判に先立って、原告と被告が折半して支払い、最終的に判決が出た段階で、敗者が勝者に、立て替え分を支払ったという。

次に、ここで書記官補は、裁判文書の作成に際し対価を受け取ることを禁じられている。(なお書記官補はす

に第五条に出てくるが、主にこの第八条から第一二条において言及されている。法典Iではそれに対する言及はなかつた。書記官補という存在の新たな出現は、法典IIの編纂時には官庁体制がより発達し複雑化していることを物語つていよう。これとの関連で、ポリャークは「文書」の作成「から何も受け取らない」という部分を、裁判文書のみならず、告訴状（嘆願書）の作成についても手数料を取つてはならない、という意味であると解釈し、そこから、ここで立法者は告訴状（嘆願書）提出の機会を臣民に広く保証しようとしていると主張したが、法典テキスト自体からそこまで主張することは無理である。

また、ここでは余分に手数料を受け取つた裁判官を含む役人に対し、それが露見した場合のこととして、三倍額の支払いを規定している。これも法典I第三条と比較して新たな点である。この場合の三倍額は然るべき手数料を越えて受け取られた分、すなわち受領額から正当な手数料分を差し引いた額の三倍であろうと考えられる。

最後にまたここでは、法典Iと異なり、裁判官を含む役人が余分に手数料を取つたとする虚偽の告発に対する罰則が定められている。虚偽の告発者は前条における場合と同様に、市場刑に処された上、投獄された。

手数料 ПОШЛИНА；原告 Истец；被告 Ответчик；週役人 Негельщик（この役人については後述第一〇、一八条参照。）

九 裁判が決闘にまで立ち至るも、「当事者が」決闘場に立たず、和解に至るとき、貴族、宮廷官、財務官、書記官、書記官補と同じ規定により受け取る。だが「この場合」侍従官、書記官、書記官補、週役人は決闘手数料は受け取らない。貴族、あるいは侍従官、宮廷官、財務官、書記官、週役人、書記官補がそれ以上に余分を取り、それが明るみ

に出されるなら、その者から三倍額取る。もし告訴人が偽りを述べていることが明るみに出されるなら、その告訴人は市場刑に処され、獄に投じられる。

〈訳注〉

第九一―一九条は決闘裁判に関する規定である。後述するように、法典Ⅱの編者はこの制度をすでに時代おくれのものとして認識している（決闘については、後述、第一一、第一五条訳注を参照）。

第九条については、法典Ⅰ第四条を参照。ここでは訴訟当事者が一度は決闘で雌雄を決することになったものの、結局これを取り止め、和解した場合のことが検討されている。この場合、訴訟審理を担当した貴族らは、前条の規定に則って通常の裁判手数料を得た（「貴族：は同じ規定により受け取る。」はこう解釈されよう）。一方決闘場に出る前に和解が成立した以上、決闘を組織し、それに立ち会うことを職務としていたと考えられる者たち（侍従官、書記官、書記官補、週役人ら）は、決闘手数料を受け取ることとはできなかった。

ここでも、前条におけると同様に、規定以上に取り、それが露見した場合のことが定められている。しかしながらロマーノフやポリヤークが指摘するように、ここ第九条のケースでは、少なくとも「侍従官と週役人」については、裁判手数料はいうにおよばず、決闘手数料も得ていないのであり、従って規定以上にもありえなかった。ここはロマーノフらが記すように、法典Ⅰの第四条を改定した法典Ⅱの編者の不注意で上のようになつたと考えられる。

ただしこの場合の編者の真意は容易に推測できる。すなわち、ここでは、（一）貴族、宮廷官、財務官、書記官、

書記官補が裁判手数料を規定額以上に取った場合、あるいは(二)侍従官、書記官、書記官補、週役人が、このケースではそもそも受け取ってはならない決闘手数料を取った場合、の二つのケースが想定されると推測することができ、(一)の場合、貴族らは規定以上に取った分の三倍額を、(二)の場合は、侍従官らは不当に受け取った決闘手数料の三倍額を徴収されるべきだと、編者は言いたかったのであるうと思われるのである。

#### 決闘、決闘場 *noie*

一〇 決闘場に立った後に和解に至るなら、貴族、宮廷官、財務官、書記官は「裁判」手数料を「第八条と」同じ割合で受け取る。また侍従官は決闘手数料を四分のルーブリ受け取る。書記官は四アルティン、書記官補は一ジェニガ、週役人は四分のルーブリを受け取る。また週役人は決闘準備料をニアルティンずつ受け取る。かれはそれ以上に取ってはならない。誰か余分に取るならば、その者からは三倍額取る。告訴人が偽りを述べていることが明るみに出されるなら、その告訴人は市場刑に処され、獄に投じられる。

#### 〈訳注〉

法典 I 第五条を参照。ここは前条とは異なり、訴訟当事者が「決闘場に立った後」で、和解に至ったときのとが定められている。

この場合も貴族ら裁判に関わった者たちは、第八条に則って裁判手数料を受け取った。

他方、決闘の場実際に立ち会った侍従官、書記官、書記官補、週役人は(決闘が実際には行われなかったに

もかかわらず、決闘場に立ち会ったことで、決闘手数料を、それぞれの地位ないし職にに応じて受け取ることができた。その額をジェニガ換算で記すと、侍従官が五〇、書記官が二四、書記官補が一、週役人が五〇、合計一二五ジェニガである。週役人の受領額の多さが目立つが、これはその地位がそれだけ高いものであったこと、また決闘に際してのその職務がきわめて困難、あるいは厄介なものであったことを示唆している。この決闘手数料は、次の第一条から判断される限りでは、訴訟要求額とは関係なく、固定額が設定されていたと考えられる。

興味深いのは書記官補に与えられる一ジェニガである。法典I第五条では書記官に対し「四アルティンと一ジェニガ」、すなわち二五ジェニガであったが、ここでは書記官には四アルティン(二四ジェニガ)のみとなっている。ここで浮いた分が、法典IIで書記官補に与えられることになったのである。

シユタムによれば、この決闘手数料は双方の訴訟当事者から徴収された。かれはそれを示す事例として「一五六〇年の裁判手数料に関する覚書」から次の文章を引いている。「原告が決闘場に立つてから被告と和解する場合、かれら「週役人」は双方から手数料一〇ジェニガを取る。」(AAG. T. I, No. 255) 額が本法典の規定とは若干異なっているが、決闘手数料に関しては原告、被告の双方が負担するのが原則であったと理解することはできよう。ところでこの週役人は、更に決闘準備料として、「二アルティン(一二ジェニガ)ずつ」を得た。これが両当事者それぞれから二アルティンずつだとすると、合計では四アルティン(二四ジェニガ)を得たといふことになる。これは週役人の地位の高さと、決闘裁判においてかれが重要な役割を果たしたことを物語っている。

週役人 *Hejehnik* とは原初的には週番で公務を行った人物であったと考えられるが、この時代には中央行政の役人となっていた。石戸谷は執行官と訳す。かれは裁判の執行にあたったのみならず、捜査や証拠集め、また取

り調べや尋問にもあたつた。その職には士族や小貴族が任命され、その職務は名譽あるものと考えられた。その職務は、犯罪者に対し国家が積極的に刑事罰を課すようになるにつれて、拡大した。

最後にここでも第八、第九条におけると同様に、規定額以上を受け取つた者に対し、「余分」額を三倍にして返還する義務を課しているが、これとの関連で、シユタムが紹介する、収賄等で摘発された裁判官らに関する外国人らの証言は興味深い。すなわちかれらによると、摘発された者は首に財布、銀貨、「柔らかな古着」、真珠、塩漬の魚、その他かれらが贈り物として得た物品を括りつけられるなど、侮辱的手段を伴う体罰刑に処されたというのである。貴族などがこうした刑に服したとは考えにくいが、書記官などはこのようにして処罰されたのであろう。いずれにせよ、当時の政府がある程度司法・行政の規律化を志向したことは見て取れよう。

決闘手数料 *полезные пошлины*；決闘準備料 *взщиты*

一一 決闘場で、債務あるいは殴打の案件で討ち合うなら、侍従官は「決闘手数料として」半ルーブリと敗者の甲冑代として三ルーブリ「を受け取る」。書記官は四分の一ルーブリ、週役人は半ルーブリ「を受け取る」。週役人はさらに決闘準備料を四アルティンから二ジエニガ引いた分、書記官補は二ジエニガ「を受け取る」。また誰かが決闘場に立たず、あるいは決闘場から逃げ出すなら、侍従官、書記官、週役人はその者から、和解の際におけると同様に、受け取る。役所手数料はルーブリから一グリヴナである。かれらはそれ以上取つてはならない。誰か余分に取るなら、その者から三倍「額」取る。告訴人が偽りを述べていることが明るみに出されるなら、その告訴人は市場刑に処され、獄に投じられる。

〈訳注〉

法典Ⅰ第六条を参照。本条では債務、あるいは暴力案件で決闘が実際に行われた場合の手数料が規定されている。法典Ⅰ第六条では、こうしたケースでも貴族と書記官は通常の裁判手数料を得ることになっているが、法典Ⅱでは、貴族らの裁判手数料に関する規定はない。その理由をローマーノフらは、法典Ⅱ編纂の時期には、決闘が実行された場合、貴族らが裁判手数料を受けとる権利を失ったからである、と解釈している。というのも、この時期には、すでに書記官を除く貴族らは決闘には立ち会わなくなっていたからであるという。しかしこの解釈には問題があるようにみえる。というのは、たとえば、この後に続く第一六条においては、「もし決闘場において討ち合うなら、裁判手数料と決闘手数料は法令により敗者から徴収される」とあるように、決闘が実行されても、裁判手数料は徴収されたと考えられるからである。

それゆえ本条で裁判手数料に関する規定がないとしても、それはローマーノフらの言うような変化が起こったためではなく、むしろ逆に変更がないために単に言及されなかったにすぎないと考えられるのである。

ここで特に明記されているのは、決闘手数料についてである。

決闘手数料は、前一〇条でもみたように、実際に決闘に立ち会ったと考えられる侍従官、書記官、週役人のみを得た。額はおそらくは固定額で、それぞれ半ルーブリ（一〇〇ジェニガ）、四分の一ルーブリ（五〇ジェニガ）、半ルーブリ、合計二五〇ジェニガであった。これは前条に記されていたような決闘場で和解した場合に徴収された決闘手数料の額の二倍である。いうまでもなく実際に決闘が実行されたがゆえの増額である。侍従官はさらに、敗者から本来ならば没収されたはずの甲冑の代金として三ルーブリを受け取った。（法典Ⅰ第六条にはこの規定は

ない。)また週役人と書記官補はさらに決闘準備料を、それぞれ二二ジェニガ、及び二ジェニガ受け取った。(法典Iでは週役人のみ二四ジェニガであった。決闘準備料の総額は変わっていない。)

他方、本条では、決闘相手の一方が現れない場合、あるいは逃亡した場合が新たに検討されている。こうした事例を想定しなければならなかったということは、つまり決闘が実際には行なわれなくなっていたこと、すなわちこの制度がすでに時代の要請に合わなくなってきたことを示している。実際、教会はすでに一四世紀末から一五世紀初頭にかけて、この野蛮な制度に対し反対し始めている(たとえば、*HPH. Bull. III. C. 172*。ペロオーゼロ行政恵与状(行政法)、第九条を参照)。またこの制度は単に野蛮、秩序破壊的というだけでなく、ある意味では(すなわち決闘では当事者のどちらが勝利するか分らないという意味では)、いわば古代的制度であり、封建階級を中心とした身分制国家であるモスクワにはふさわしくなくなってきたともいえる。例えば、モスクワ政府は一五五六年八月二日の「勅令」のなかで、異なる証言をする証人同士の決闘を禁じている。古ルーシにおける神判の一形態としての決闘についてはさらに後述する(第一五条訳注参照)。

さて決闘相手の一方が決闘場から逃走するか、それを忌避した場合、侍従官、書記官、週役人は、その忌避者から「和解の際におけると同様」の額、すなわち第一〇条に示される額を、おそらくは「決闘手数料として」受け取った。この場合、その額は(決闘が行われた場合の)半額となった。またこの場合の決闘準備料は(第一〇条から判断して)週役人のみが二アルティン(一二ジェニガ)を受け取った。

ここではじめて出てくる役所手数料は、おそらくは、決闘が結局は行われなかった場合に、貴族ら「役所に座している」裁判官らが、敗者、あるいはそれを忌避した者から、訴訟要求額一ルーブリ(二〇〇ジェニガ)につ

き一グリヴナ（二〇ジェニガ）の割合で徴収したものと考えられる。というのも以下に記す通り、この役所手数料は、裁判手数料と同種のものと考えられるからである。

この役所手数料については史家によって解釈に違いがある。たとえば、ウラジーミルスキーは *Давать* を *искупить* と読み、これは古代の援助手数料と同じもので、決闘での勝利者から徴収されたとした。しかし敗者、ないし決闘忌避者（すなわち訴訟敗者）からでなく、勝者から取るとするのは、少なくともここでは合理的ではない。またポリヤークはこれを決闘が行われた場合の決闘手数料と同種のものとする。つまり決闘が行われた場合は決闘手数料が、行われなかった場合は役所手数料が徴収されたとするのである。

しかしここはスミルノフやロマーノフが主張するように、通常の裁判手数料にあたるものとするべきであろう。本条においてもそうだが、法典IIIの第一六条でも、役所手数料は決闘手数料とは別物として対比されているのである。

他方、法典II第一六条では、決闘手数料と役所手数料が並列的にでてくる。この点、また役所手数料と裁判手数料の徴収額が同じということ（一ループリの案件に付き二〇ジェニガ、すなわち一〇%）を考慮にいれるならば、役所手数料と裁判手数料は同一のもの（少なくとも同種のもの）と考えることができよう。

ただロマーノフが、本第一一条に付した長大なコメントリーにおいて、基本的には役所手数料が、決闘が行なわれなかった場合に徴収されるとしていることは理解し難い。とくにかれが同じコメントリーの別の箇所で、役所裁判手数料は、「決闘が行われた場合にも徴収されたはずである」と記しているからにはなおさらである。これらの説明は矛盾しているとしか言い様がない。本稿では、今の所、役所手数料と決闘手数料は同種のもので（ス

ミルノーフ、ロマーノフ説)、決闘が実施された場合にも、そうでない場合にも徴収されたと理解しておく。おそらく決闘場で和解した(あるいは一方が逃亡した)ような場合には役所手数料と呼ばれたものであろう。あるいは上のロマーノフもこのような意味で理解すべきものかもしれない。

決闘場からの逃亡、あるいは決闘で決着することになりながら実際には決闘場に現れないということは当時よくあったことで、それについては、一五二一年七月一日付けの大公ヴァシーリー・イヴァーノヴィチの勝訴判決書(Акты Юшкова, С. 34-36)、また一五二五年三月一九日の勝訴判決書(ユーリエフ郡の府主教庁領農民に對し交付された、АФЭХ, часть 1, No. 2a, С. 21)などが伝えている。それらによれば、一方が決闘場に七日間立ち、他方(あるいはその代理の「戦士」)が一度はその場に現れても、その後どこかへ去ってしまい、決闘に応じなかった場合には、前者が勝訴するとされている。

債務 заемное дело : 毆打 бой : 役所手数料 изъятие пошлины

一二 決闘場で、放火あるいは殺人、強盗、盗取の件で討ち合うなら、敗者から訴訟要求額を徴収し、侍従官は敗者から半ルーブリと甲冑代として三ルーブリ「を受け取る」。書記官は四分のルーブリ、週役人は半ルーブリ。週役人はさらに決闘準備料を四アルティンから二ジエニガ引いた分、書記官補は二ジエニガ。また敗者は保証に出される。君主がかれを審問するとき、かれは君主の前に立たされる。かれに保証「人」がないなら、かれは保証「人」が現れるまで、獄に投じられる。

〈訳注〉

法典Ⅰ第七条を参照。本条は、前条と異なり、放火、殺人、強盗、盗取等の凶悪事件で、裁判が決闘に至り、実際にそれが行われたケースを規定している。(盗取 *rađa* (窃盗) が凶悪事件にいれられているのは、後述するような単なる略取 *pačok* (暴力行為に付随して起った奪取) より重度の犯罪と考えられたことの結果であろう。本法典第二五条の訳注を参照。)この場合、決闘手数料と決闘準備料を、侍従官、書記官、週役人、書記官補は前条と同額受け取った。また侍従官はやはり前条と同様、甲冑代三ルーブリを得た。法典Ⅰ第七条では、敗者から甲冑そのものが奪われているが、ここでは代金が徴収されているのが、新しい点である。

本条では、決闘で敗れた者は諸手数料の外に訴訟要求額を徴収されている。前条にはこの規定はなかったが、これは断るまでもないと考えられたからであろう。この徴収された訴訟要求額は言うまでもなく勝者の懐に入つたと考えられる。

前条と大きく異なるのは、本条にあげられている凶悪事件に関連する決闘では、敗者の訴訟要求額や手数料の支払いですべてが終了したとは考えられていないことである。敗者は保証人をみつけ出さなければならなかった。そうでなければかれは(見つけるまでの間)獄に繋がれた。

また敗者は「君主」の裁判にかけられることになっている。これはツァーリが直々に裁判を行うということではなく、いわば中央権力(国家)による裁判が行われるということであろう。これはきわめて重要な点である。すなわち、本条では、敗者が勝者に国家への諸手数料の支払いと並んで訴訟要求額を支払うべきこと、つまりいわば民事的な解決策が定められているが、これだけで凶悪犯が自由の身となったとするならば(保証人を出さず義

務はあつたにせよ)、大いに問題であろう。「君主の審問」とはこうした不合理を解消する措置であつた。ここで国家は凶悪犯を刑事的にも処罰しようと考えているのである。従つてここで君主の裁きを受ける「敗者」とは、ロマーノフが正しく指摘したように、「被告」、すなわち、放火、殺人等で被害者側から告発された者(で決闘に敗れた者)である。この場合この「被告」は法典Ⅱ第五二条にあるが如くに扱われたと考えられる。すなわち、かれは取り調べを受けるが、もし以前にも同様の罪を犯したことがあるいわば札付きの「悪人」であることが明らかになつた場合には、拷問に付され、自白したならば死刑に、自白しないときにも「死に至るまで獄に」繋がるのである。

国家権力による刑事罰の適用は決してこれが初めてのことではない。すでに法典Ⅰ第七条や第三八条で、凶悪事件の決闘で敗れた者が民事的責任を果たしただけでなく、さらに「処罰され」、貴族や代官に罰金を支払うことになつてゐるのが、このことを意味してゐると考えられる。しかしそこでは漠然と「処罰される」とあるだけであつた。ここ法典Ⅱでは、はっきりと中央権力が、凶悪事件については、刑事罰、それも極刑を適用しようとしているのである。それまで伝統的に当事者の告発で始まり、基本的には当事者間の問題と考えられてきた裁判に、国家権力が強力に介入し、手数料を徴収するのみならず、刑事的にも処罰するという事態になつてきたことが伺えるのである。

なお決闘で敗れたのが告発者、すなわち原告である場合のことも記しておくべきであろう。この場合は、法典Ⅱ第六二条が適用されたと考えられる。次のように定められている。「また放火：の件で決闘場で原告が敗れるなら、代官はかれから：「訴訟」要求額の四分の一「分」の手数料を：取る。また決闘手数料を一と半ルーブリを

取り、甲冑は取らない。』第六二条は地方代官の裁判に関する規定であるが、中央では別であったと考える必要はないであろう。

もつとも第六二条のこの規定自体は、法典IIの立場からすれば、首尾一貫性に欠けると言わざるを得ない。というのもここでは、放火や殺人など重大犯罪に関する告発者⇨原告は決闘で敗れているので、かれは論理的に虚偽の告発者 *сөөлик* となるが、それが幾分かの手数料の支払いで、その他の咎めなしというのは、被告がかりに決闘で敗れ、場合によつては極刑に付されることもあるのに比較して、あまりに責任（リスク）が小さいと言わざるを得ないからである。これでは虚偽の告発者が頻出することになりかねないであろう。現に法典I第三九条や、法典II第五九条では *сөөликчүсү* は（これらの条項における *сөөликчүсү* と本条で意図されている「虚偽の告発」とが同一の事象を表わしているかどうかは今置くとしても）、その者が札付きの悪人とされた場合には死刑に処せられるとなっているのである。

放火 *пoкeт*・殺人 *дyмepыбapтo*・強盗 *пaдoи*・盜取 *тaлoтa*・保証 *пoпpыкa*

一三 侍従官と書記官が決闘場にきたならば、侍従官と書記官は訴訟当事者、すなわち原告と被告に、誰がかれらの介添人および保証人であるかを尋ねる。かれらが自らの介添人および保証人を指名したならば、それらの者に対しかれら「侍従官ら」は決闘に立ち会うよう命じる。その際介添人および保証人は甲冑、棍棒、棒槍を所持してはならない。侍従官と書記官は両決闘人に平等の戦いを保証しなければならぬ。決闘場に誰か局外者がいる場合、侍従官および書記官はかれらを決闘場から退去させなければならない。誰か立ち去ろうとしない者がいたなら、かれらはこれ

らの者を獄に投じる。

〈訳注〉

法典 I 第六八条を参照。本条は、決闘場に訴訟当事者（原告と被告）、その各々が指名した介添人（石戸谷訳では審判人）、保証人、また侍従官や役人以外の者の存在を認めない旨を明らかにしている。その際、介添人や保証人が決闘人たちに加勢することのないように、かれらは武器や防具を持参することを禁じられている。つまり本条は、決闘が一对一で平等に（*poeni*）行われることを求めている。

他方で本条は、訴訟当事者の友人や仲間、家人、見物人など「局外者」が決闘場にいることも禁じている。法典 I では、そうした第三者が決闘場から立ち去ろうとしない場合に、かれらから訴訟要求額と手数料を取り立て、君主の裁判に付すことが定められていたが、ここではそれが投獄刑に換えられている。こうした規定の理解を助けるのは、一六世紀初めにロシアを訪れたオーストリアのフォン・ヘルベルシュテインの次の記述であろう。かれは当時の決闘人の服装や武具、決闘の模様などについて伝えている箇所、次のように記す。決闘に際して、「多くの友人、庇護者、見物人がいる。かれらは棒のほかには他の武器をとりあげられる。もし決闘者のどちらかが傷をうけたときには、かれを守るために庇護者たちが走りより、ついで相手方の庇護者も走りよる。かくして見物人にひきとられた戦いが始まる。戦いは髪のかみあい、拳、杖、および焼いた棒で行われる。」と記している。本条はこうした事態に終止符を打とうとしたものであろう。（これについてさらに詳しくは石戸谷五九頁を参照。）

介添人 *справчик* ; 保証人 *поручник*

一四 決闘場では戦士は戦士と、あるいは非戦士は非戦士と「戦う。」戦士は非戦士と戦わない。非戦士が戦士と決闘場で戦うことを望むなら、かれらは決闘場で戦う。このようにすべての案件において戦士は戦士と、非戦士は非戦士と「戦う。」あるいは戦士は非戦士と、非戦士の意志があるならば決闘場で同様に戦う。

〈訳注〉

新条項。本条は、決闘の公正化のために、戦士は戦士とのみ決闘すべきことを定めている。ここでは両決闘人の社会・政治的その他の差異は考慮されていない。先に決闘を古代的制度と呼んだ所以である。決闘の「平等」性を求める前条と符合する条文である。例外は弱者の側（非戦士）が戦士との戦いを自ら望んだときのみである。決闘の実施に関するこうした規定はルーシのそれ以前の法では知られていない。本条でこうした規定がなされているのは、以前には自明であつたことが、このときになって守られなくなつてきていることを示しているのかもしれない。

「戦士」と「非戦士」が具体的に誰を念頭においているのかについては、若干の議論がある。

ウラジーミルスキー・ブダーノフは「戦士」を軍事勤務に就く者（貴族、小貴族、士族等）、「非戦士」を農民とみなして、次のように記している。「大公ヴァシーリー・イヴァーノヴィチの治世に、小貴族は農民と戦うことを望まず、敵が同じ小貴族を「代理人として」出すことを要求した。これに対し裁判官はこれを決闘拒否とみな

し、小貴族を有罪とした。」（小貴族が農民と戦うことを忌避する理由は、おそらくは自身ないし家門の名誉に傷がつくということであつたらうか。）ローマーノフ、シュタムも同じ意見である。他方ポリャークは「非戦士」を身体的障害者としている。後者の意味での「非戦士」が自ら希望して「戦士」に戦いを挑むことがあるとは考えにくい。一方、この時期のモスクワでは、奴隸（ホロープ）も有力な軍事要員であつた。これも本条における「戦士」に含まれるかどうかは判断できないが、小貴族が農民と闘うことを潔しとしない当時の心性から判断するならば、現実的にはともかくとして、原則的には含まれないと考えた方がよいように思われる。

#### 戦士 (voen) : 非戦士 (nevoen)

一五 原告がカバラー「文書」のない債務案件、あるいは他のいかなる案件においてにせよ、証人を申請し、その証人が立つて相互に食い違いを見せる場合、すなわちある者は原告の申し立て通りに述べ、他の者は原告の申し立てに反することを述べる場合、原告の申し立て通りに述べる者らに対し、原告の申し立てに反することを述べる証人らが決闘を求めらば、そのときかれらは決闘で決する。もし原告の申し立て通りに述べる者らが決闘場において、原告の申し立てに反することを述べる者らを討ち負かすなら、訴訟要求額と手数料は文書に従い、被告と原告の申し立てに反する証言をした証人らから受け取る。またもし原告の申し立てに反する証言をした証人らが、決闘場で原告の申し立て通りに証言した証人らを討ち負かすなら、手数料は文書に従い、原告と原告の申し立て通りに証言した証人らから受け取る。またもし原告の申し立て通りに証言した証人らが、原告の申し立てに反する証言をした証人らとの決闘を求めないなら、あるいは「前者の」証人らが原告の申し立て通りに最後まで証言しないならば、そのことに

より原告は有罪「敗訴」となる。もしカバラ「文書」に関して証人らと書記官が食い違いをみせるなら、同様に「決闘により」決する。

〈訳注〉

法典Ⅰ第五条を参照。本条はカバラ（債務）文書のない貸借案件、その他の案件において、原告申請の証人らの証言の間に矛盾が生じた場合の決闘による解決を規定した条項であるが、法典Ⅰ第五条の原則はここでもそのまま保持されている。ここでは原告の申し立てと、原告が申請した証人の証言とが相反した場合、原告は敗訴になることが定められているのである。なお、本文中「訴訟要求額と手数料は文書に従い…」の「文書」は、第八条等の手数料額を定めた規定を意味すると考えられる。

債権者（原告）は、債権文書「カバラ」が存在しない場合、みずからが相手に金銭を渡したことを文書で証明することができなかった。それゆえかれは証人を申請し、自身の債権を証明することになるが、ここではかれの申請する証人らの証言間に食い違いが出た場合が扱われているのである。

裁判における証人の役割については、すでに法典Ⅰ第六七条で次のように定められている。すなわち証人は、「見ていないならば証言してはならず、見たならば真実を証言すること」が求められ、偽証の場合には、原告が蒙った全損害額とその他の費用の支払いを義務づけられている。法典Ⅱは偽証をさらに厳しく咎め、刑事罰（「市場刑」）をも適用するに至っている（第九九条）。

さて本条が想定する事例は、法典Ⅰに比し、きわめて複雑なものとなっている。すなわち、ここでは原告の申

請する証人が一人ではなく、複数登場し、しかもかれらの間の証言が、原告の申し立てとの関係で、相矛盾する場合が想定されているのである。それらはおよそ以下の四つの場合に分けて考えることが出来る。

第一が、原告の申し立てに反する証人が、それを肯定する証人に対し決闘を求め、しかし敗北する場合である。この場合には、原告により証人として申請され、しかも原告の申し立てに反する証言をした者は、「訴訟要求額と手数料」を徴収された。もちろん「被告」自身もこれを徴収されたと考えられるが、両人がそれぞれ満額徴収されたのか、あるいは折半してなのかは不明である。

第二は、同じケースで原告の申し立てに反する証言をした者が、決闘で勝利する場合である。この場合、原告の側に立った敗れた証人は「手数料」のみを徴収された。原告も手数料を支払わなければならなかったが、かれはいうまでもなく、敗訴したわけなので、貸したと主張する金を受け取ることは出来なかった。

第三は、原告の申し立て通りの証言をした者が、そうでない証人に対し決闘を求めず、あるいは自己の立場を一貫して主張しなかった場合である。この場合、原告は敗訴となった。かの証人がどのように処せられたのかは不明である。かれが結局の所「偽証」を犯したと見なされるのであれば、上記のように処遇されたであろう。いずれにせよ、原告敗訴となったのであるから、原告から裁判手数料が徴収されたことは確かであるが、この場合の証人からも徴収されたかどうかは判断できない。

第四は、カバラー文書が存在し、なおかつその内容、あるいは真贋に関して、証人ら（かれらはおそらく文書作成の際に立ち会い、署名をした）と作成者である書記官との間に食い違いが生じた場合である。この場合には両者は決闘で争うことが求められた。おそらくここでも、単に証人らと書記官との間の対立だけではなく、証人

同士の間での対立も考慮に入れられていたと考えるべきであろう。

本条で規定されているのはおよそ以上であるが、実は、解明されなければならない重要な問題が残っている。

それは本条が原告側の証人のみに注目し、被告側の証人には言及していないという点に関わる。すなわち、かつてウラジーミルスキーIIブダーノフが指摘したように、本条の規定では、原告と被告ではなく、証人、それも共に原告が申請した証人が決闘を行うことになっている。あたかも両訴訟当事者、とりわけ被告の運命は、原告側の証人間の争いによつて決せられるという「奇妙な」ことになっているのである。これはいったいどういうことであろうか。

ウラジーミルスキーIIブダーノフの上述の如き指摘は、一見して自然な疑問のように思われるが、ローマノフとともに、以下のような理由から、誤解に基づくものとして退けることができる。まず、もし被告側も証人を出し、かくて原告・被告双方の証人間で争うということになったら、被告の権利は守られるといえるであろうか。必ずしもそうではなからう。というのも、本条では原告のみが証人を申請しながら、しかも原告の申し立てに反する証言をする者のいること(偽証を行う者)の可能性、あるいはほかならぬそういう場合が想定されているからである。まさに被告が証人を申請しても、同じことが起こる可能性を本条は想定しているのである。

おそらく本条は、原告と被告が真つ向から対立し、双方の出す証人が一致してそれぞれの側を支持するような単純な場合については何ら規定する必要を感じなかった。原告・被告双方が、あるいは双方の証人同士が決闘で戦えばすむからである。あるいは、仮に本条におけるが如く、原告側の証人だけしか問題にならないとしても、その証人らが一致して原告を支持した場合も同様である。その場合には被告(あるいは被告側証人)が何といおう

と原告が正しいとされたであろう。おそらく被告が貸し借りの事実についてではなく、ただ額について争うような場合には、被告側の証人も重要な役割を果たしたと考えられるが、その場合には最終的には決闘で争われたであろう。いずれにしても本条は、最後の場合も含めてそういう単純な事例は考慮に入れていないのである。

次に、本条におけるような「カバラー文書のない」貸借案件の場合、原告、すなわち貸したと主張する側には、自己の主張を証明する手段は証人以外にはない。他方被告側には、自らが借りていないことを証明する手段は、おそらくは自身の否認の言以外何もないのである。証人など何の意味もないであろうからである。この点ルーシの法慣習にあつては、古来、金銭貸借に関する訴訟における証明義務はもっぱら原告の側に求められていたことを想起する必要があるだろう。（たとえば、『ルースカヤ・プラウダ』第四七条、第五二条においてしかりである。勝田訳五三〜五四頁。）本条で原告の証人だけが問題とされていることは決して「奇妙」ではないのである。

ところで、ウラジーミルスキー「ブダーノフの「不審」は、実は法典Ⅱの同時代人らも抱いたものであつたらしい。法典Ⅲは法典Ⅱを継承発展させたものであるが、その編者が法典Ⅱの第一条を改訂するにあつて、ウラジーミルスキー「ブダーノフと同様のことを考えたらしいのである。すなわちかれは改訂された条文（法典Ⅲ第二〇（二二条）において、原告申請の証人間の決闘を原告・被告双方の証人間での決闘という形に書き換えているのである。だがこれもやはり誤解、あるいは本条の立場からの逸脱であるといわざるをえない。法典Ⅲの編者が誤解しているらしいことは次の点からもわかる。かれは法典Ⅲの第二〇条を、「原告がカバラー「文書」のない債務案件：あるいは殴打、あるいは略取、あるいは盗取、あるいは他のいかなる案件においてにせよ」と始めているが、これは法典Ⅱ第一条の冒頭の文章の「あるいは他のいかなる案件にせよ」の部分で、傍線部のよう

に解釈したものである。ところが、法典IIで問題となつてゐるのは、第一五条の最後の文章(「もしカバラ―」文書)に關して証人らと書記官が食い違いをみせるなら…)が明らかに示してゐる通りに、もつぱら民事案件に限られてゐるのである(カバラ―文書のある案件とは、金銭貸借関係、その他とりわけ土地の売買に關する案件など民事関連案件であろう)。このことを法典IIIは理解できずに、これを刑事案件にも拡大させて考へてしまつたのである。刑事事件ならば、被告側の証人についても問題にされなければならぬであらう。

ここでさらに決闘裁判についてもふれておく。すでに記したように、本条を含む第九条から第一九条まではこれに關連する規定が並んでゐる。これだけの条項が決闘裁判に關係してゐるとなると、それが一六世紀中葉においても相當重要な意味をもつてゐたと考えられがちであるが、実はそうではない。すでに法典IIと同時期の「百章(ストグラフ)教会會議(一五五一年)における決定(第六八条)、一五五六年八月二一日勅令などにも明瞭に現れてゐる通りに、当局の決闘制度廃止への意志は明白であつた。

そもそも裁判の一環(神判)としての決闘(ポーリエ)は、ロシアでは、その起源がいつまで遡ることができるとは不明であるが、史料的には一三世紀初めから知られてゐる(一二二九年の「スモレンスクトリガ及びゴート沿岸地域との條約」第一〇条)。それは一五世紀後半のプスコフ法において詳細に規定され、それを受けてモスクワ政府が法典I(第四く七、四八、四九、五二、六八条)とこの法典IIで詳しく規定するに至つた。すでに記したように一六世紀には決闘制度は原初的意味を失ひ、最終局面にあつた。法典Iおよび法典IIにおいても、プスコフ法に比し、決闘を抑制しようという編者の意図ははっきりしてゐる。ここでは、訴訟当事者が望むのであれば、決闘は避けられるように配慮されてゐるのである。一六世紀後半には正教会とモスクワ当局の抑制への意

志はさらに前面に押し出され、一七世紀には殆ど実践されなくなったといわれる。一六四九年ウロジェーニエには決闘についての規定はない。規定する必要がなくなっていたのである。決闘に代わったのは、十字架にかけての宣誓であった。

初期の段階では、決闘は甲冑、棍棒、槍ないし剣などで武装し、これまた武装した親族、朋友などに伴われて行われた。それゆえしばしばそれはある種の合戦の様相を帯びた。モスクワ時代には、決闘はある程度秩序化された。それには、侍従官や書記官らの役人が立ち会うことが定められ、局外者は排除された。決闘人自身も、互いに介添人や保証人に伴われたが、後二者は介添え役であり、武装してはならなかった。決闘人は何日間か（多くの場合七日間）「決闘場に立」たなければならなかったが、これはその間和解が成立する可能性を見越したものであった。決闘での敗者はすべての費用（裁判手数料、決闘手数料など）を負担しなければならなかった。勝者は敗者から、かれが生きている限り（そしてそれが普通であった）訴訟要求額を受け取った。敗者が死んだ場合は、勝者が受け取ったのは、敗者の甲冑と死後残された財産であった。決闘は通常訴訟当事者によって行われたが、老人、身障者、年少者、女性、聖職者は代人を雇うことが許された。証人も決闘場に立たされることのあるのは本条に見た通りである。上のスモレンスク・リガ等の条約にもみられたように、外国人とロシア人の決闘は許されなかった（さらに本法典第二七条をも参照）。

カバラー「文書」KABAJA：証人 ПOCИЛЧИ

一六 証人が殴打、略取、あるいは債務に關し、誰か「被告」の申し立て」に反する証言をするならば、裁判は被告

の意志に従って行われる。もしかが証人と決闘場に行くことを望むなら、「決闘で決する。」あるいは、かれが決闘場に立って、十字架のもとで「それに」接吻をするか接吻なしにか、「いずれにせよ」「要求されている金品等」をかれ「証人ないし原告」に与えるなら、「証人ないし原告は」それを取る。この場合、被告には罰金と敗者「から徴収される」決闘手数料は「課され」ない。もし決闘場において討ち合うなら、裁判手数料と決闘手数料は法令に従い敗者から徴収される。

〈訳注〉

法典I第四八条を参照。本条では原告が申請する証人の証言が被告の申し立てに反した場合の解決手続きが規定されている。(ここでは被告側が証人を申請することは想定されていない。)この場合、解決手続きは被告の意志で決定された。(一)被告が望むなら決闘が行われ、(二)かれが原告から要求されている金品等を引き渡すなら、そのようにして解決が図られた。「接吻する」とは、十字架にかけて宣誓するという意味であるが、ここでそれが必須の条件とされていないことの意味は不明である。十字架に「接吻」しない宣誓というものもあつたというところであろうか。手数料について言えば、決闘が行われた場合には、裁判手数料と決闘手数料は、通常通り敗者から徴収された。額は法典II第八、一一条におけると同様であつたと考えられる。被告が要求通りの金品等を引き渡す場合には、かれは罰金及び決闘手数料の支払いを免除された。

法典Iでは、上記の(二)の場合について、次の二つのケースを区別していた。すなわち、まず被告が決闘場に立ちましたが、しかし決闘は行わずに十字架に宣誓して要求された金品等を引き渡したケースである。このケー

スでは被告は決闘手数料を徴収される。少なくとも初めは決闘を希望し、決闘の準備が行われたからであろう。(ただし敗者から徴収される罰金は免除された。)次いで、被告が決闘場には立たずに、初めから十字架のもとに要求された金品等をおいたケースである。このケースでは、決闘手数料は徴収されず、裁判手数料のみが「法令に従い」徴収された。

法典IIの本条では、この二つのケースのうち前者が検討されている。(後者はもはや自明のものと考えられているのであろう。)ここでは法典Iの場合とは異なり、被告は決闘手数料を免除されている。この変化は、法典IIの編者の決闘に関する立場の変化を表しているものといえる。すなわち、法典IIは、一度は決闘がもくろまれながら、実際には行われない事例が増えてきていることを考慮に入れ、さらにその傾向を一層促進しようとしているのである。

略取 *рпабек* : 債務 *заем*

一七 もし証人と対立する被告が老人、あるいは年少者、あるいは「身体に」何らかの障害を有する者、あるいは司祭、修道士、修道女、ないし女性であるなら、証人と対立するその者には雇い人があつたが、証人には雇い人は「あつてはなら」ない。もしいずれかの証人が故意ではなく、「身体に」何らかの障害を負つたなら、あるいは証人のなかに司祭、修道士、修道女、女性がいるなら、その者らが雇い人を雇うのは自由である。もし正しき者「勝訴した者」、あるいはかれの証人に損害がなされるなら、それらの損害「に相当する額」は罪ある者「敗訴した者」から取る。

〈訳注〉

法典I第四九条を参照。本条は被告が老齢であるなど若干の場合に代人をたてることを認めた規定である。基本的には法典Iと同様の内容である。ただし、本条では原告側申請の証人も、故意に身体障害となる（あるいはそれを装う）場合を除いて（このような事例が多かったのであろう）、代人をたてることが認められるに至っている。ここで証人に関して、「老人、年少者」であるケースは想定されていないが、これは証人の性質（それは主に成人ないし壮年者であろう）から考えて、当然であろう。決闘で勝利した側が相手から傷を負った場合、敗者に損害を請求することができたが、これは法典Iにおいても同様であった。

ポリヤークによれば、代人制度はそれ自身が神判としての決闘の衰退傾向を物語るものであった。というのも、決闘制度は本来、決闘者自身がたとえ老いていようが、身体に障害を有していようが、神は正しき者に味方する（「力は正しき者にあり」）ことを原則としていたからである。

雇い人 *Hakmir*

一八 もし証人が、かれに証言すべきことがあるにせよないにせよ、裁判官の前に出頭しないならば、その証人から「訴訟」要求額と損害「に相当する額」およびすべての手数料を取る。もしその証人が週役人および裁判執達吏と「出頭」期日をめぐって争うならば、かれには裁判が「認められる。」

〈訳注〉

法典 I 第五〇条を参照。証人が期日までに出席しない場合についての規定で、法典 I とほぼ同内容である。ただ本条では週役人についても言及されている。これは中央において、判決を執行し、訴訟要求額と裁判手数料を敗訴者から徴収する役人である（週役人については、さらに第一〇条訳注を参照）。地方の代官・郷司行政においては、同じ職務を裁判執達吏が果たした。

裁判執達吏 *npabeejuk* : 二六条訳注参照。

一九 誰かに対し女性、あるいは子供、老人、ないしは病人、何らかの障害を有する者、ないし司祭、修道士、修道女が訴えをおこすなら、かれらが雇い人を雇うのは自由である。被告にも証人に対し「自身の」雇い人がある。そのとき原告と被告は十字架に接吻し「て宣誓し」、雇い人らは討ち合う。もし原告あるいは被告が自ら雇い人と討ち合うことを望むなら、かれは討ち合う。

〈訳注〉

法典 I 第五二条を参照。女性ら一定の人々が告訴人の場合に代人を認める条項である。第一七条の補足的条項である。

二〇 誰かが告訴状を提出して三ないし四人の者を訴えるが、その告訴状には一〇ないし一五人、あるいはそれより

多い、ないし少ない数の者「の名」が記されている場合、二ないし三人の者が自分自身と他の仲間たちのために答弁し、その他の者のためには答弁しないならば、かれらが告訴状の件で「代わりに」答弁するその者たちは、その関与分において裁かれる。かれらが告訴状の件で答弁しない者たちについては、それらの者の関与分において、プリースタフを派遣するよう命じる。そしてこれらの者たちに関してプリースタフ派遣状が出され、「それでもその者たちが裁判所へ出頭しなかった場合、」出頭日通達状に基づき、かれらの関与分において欠席裁判判決書が出される。

〈訳注〉

新条項。ある任意の訴訟における裁判審理に際して、訴状では一〇〜一五人の被告があげられていたのに、実際に裁判所に出頭したのが三〜四人であったケースが扱われている。

テクストの最初の文章の意味するところは、おそらく次のようなことである。すなわち、原告が提出した告訴状には、被告として一〇〜一五人が名指しされている。しかるに実際に喚問に応じて出廷してきた被告人は三〜四人で、その中の一部（「二ないし三人」）は自身のためのみならず、出廷しなかった被告の一部のためにも弁明ないし釈明することに同意している。この場合は、出廷しなかったが代弁してもらった被告も、法廷において不在のまま、ただし訴訟案件に対する自己の関与分においてのみ、裁かれることになる。他方出廷した被告が代弁を拒んだ不在の被告については、プリースタフが派遣され、後者はその被告を裁判所まで連行してくるようになる。プリースタフはプリースタフ派遣状（下記参照）を携行しなければならなかった。プリースタフが派遣されたにもかかわらず出廷しない被告については、かれらに対してあらかじめ、あるいはそのときに出された出頭日通達

状（下記）に示される期日の経過後（通常八日目以後）、欠席裁判判決書が原告に与えられ、その被告は敗訴（有罪）となった。

ポリヤークやシユタムはこの条項が、出廷した被告たちに、（一）出廷しなかつた者も含め全員が連帯して裁判を求めるか、あるいは（二）出廷者が自身のためにだけ弁明するかの選択権を与えるものと考えているが、このような二者択一化は事態をあまりに単純化していると言ふべきであらう。

プリースタフ *пристава*：週役人は被告や証人を裁判に連行する際にこう呼ばれた。判決の執行をも行つた。連行の際にはプリースタフ派遣状を携行した。

プリースタフ派遣状 *приставная грамота*：週役人がプリースタフとして派遣される際に携行した裁判所への召喚状。次条に登場する出張人（週役人の配下）が携行することもある。

出頭日通達状 *спочная грамота*：裁判への召喚と出頭期限を被告に通達する文書。その交付は裁判審理の開始を意味した。これを被告に届けるのは中央では週役人自身、または出張人であった。

欠席裁判判決書 *безсудная грамота*：裁判において一方の当事者が欠席した際に、出頭した側を勝訴とする文書。タチーシチェフによれば、この文書を得た、勝訴した側は「どこであろうとその者〔敗訴した者〕を捕らえ、債務取り立てあるいは処罰のために裁判官の前に突き出す権利を有している。別の「文書」には、その者を殺害したり、その者の家を破壊したりしてはならないが、その者を自由に殴り、強奪出来る、と書かれている」という。

関与分 *жеребни́, жеребьи́*

二一 出張人がかれら「被告」のなかのいずれか一人にたいし、出頭日通達状を「渡し、出頭日を」通知したが、その者が、出頭日通達状にかれと並んで「氏名が」書き記されている自分の仲間たちに自分の通達状を見せず、しかもかれの仲間のいずれかに対し、その関与分について、欠席裁判判決書が出されるなら、それらの者たちはかれらに出頭日通達状を見せなかつた者を相手に裁判をおこすことができる。

〈訳注〉

新条項。裁判への出廷日を知らされた者が、これを仲間である他の被告に知らせず、その結果仲間の被告人が敗訴（ないし有罪）となつた（正確に言えば、出廷しなかつた被告人を敗訴とする欠席裁判判決書が原告に与えられる）場合、後者は出廷日を知らせなかつた被告人に対し裁判を起こす権利を与えられた。この場合最初に出廷日を知らされた被告とは、おそらく主たる被告人、被告の中でも中心的な人物なのであろう。当局は被告人の一人に出廷日を伝えれば十分と考えている。

出張人 (Закон)：被告に対して出されたブリースタフ派遣状を携行し、出頭日通達状を被告に届けたり、捕縛したりする週役人の代理人、配下（法典I第四七・四八条参照）。

二二 誰かが代官あるいは郷司、さらにその配下の者らに対し告訴状により訴えをおこし、かれら「代官、郷司ら」が全員の者について答弁しようとしな場合でも、原告らが代官あるいは郷司、さらにその配下の者らに対し、たとえ「代官、郷司ら」が答弁をしない者らが不在であつても「出頭せずとも」、告訴状により自身の訴訟のすべてに関し

て告訴しようとするなら、かれら「原告ら」のその告訴状により、「代官、郷司らが」答弁しない者らが不在のまま、告訴状によるすべての訴訟について、裁判がなされる。

〈訳注〉

新条項。本条項は地方行政の責任者である代官(地方長官)および郷司の、かれら自身とその配下の者ら(リユージ)、すなわちチウン、ドヴォトチキ、裁判執達吏(ブラヴェトチキ)らの違法行為に対する責任を問うている。この場合、代官らは次条における場合と異なり、配下の者らの違法行為について、法廷での弁明を拒否してその責任を回避することはできなかった。これはイヴァン雷帝政府の代官制度に対する厳しい態度を表現するものといえる。代官は多くの場合有力な貴族らが任命され、地方にあつて絶大な権力を振るうにいたつたので、雷帝政府はその経済的基盤であつた扶持制度を廃止し(一五五六年)、かくして代官制度も基本的には終焉を迎えることになつた。

代官 *НАМЕСТИК* ; 郷司 *БОЛОТЧИК*

二三 原告が誰か、すなわち都市民ないし郷民を、代官の配下あるいは郷司の配下の者らとともに訴えよつとするも、代官の、あるいは郷司の配下の者らがこれらの都市民や郷民のために答弁することを望まないならば、代官および郷司の配下らばかれら「自身」の「関与」分について「のみ」裁かれる。そしてこれらの都市民あるいは郷民にたいしてはその「関与」分についてプリースタフが出される。代官と郷司の配下らはこれら「都市民、郷民」の分に関して

責任はない。

〈訳注〉

新条項。本条項は、地方行政の下級役人が都市民や郷民とともに訴えられても（それが具体的にどのような事態を想定しているのかは想像し難い。おそらくは、都市民ら地方住民の協力を得て行われる地方行政の執行に際してなされた違法行為や過失等を想定しているのであろう）、必ずしも都市民らの分も含めて全面的に責任を問われるものではないことを明らかにした条項と考えることが出来る。その意味ではポリヤークが本条項を、国家当局が代官行政の末端役人の裁判を、都市民らのそれと分離することにより、下級役人の責任をとりわけ（代官らの場合と同様に）厳しく追求した証拠ととらえているのは、正確とは言い難い。とりわけ、「代官の…配下の者らが…望まないならば」という文言は重要で、かれらは都市民らのすべての行動に無条件で責任を負わされたわけではなかったのである。

〔関与〕分 Baitb

二四 誰か、他都市の住民が代官あるいは郷司に対し、不当損害行為をめぐり叩頭〔して告訴〕するならば、すなわち、これらの代官あるいは郷司が職に就くときに、また在職中に、あるいは職を辞するときに、誰かに何らかの仕方で不当な損害を与えるならば、それらの他都市民には、代官また郷司、およびかれらの配下の者に対し、これらの者が職を辞する以前であっても、プリースタッフ〔を派遣してもらう権利〕が与えられる。そしてこれらの代官や郷司ら

は答弁のために自身の代わりにその配下を派遣するよう命じられる。だが他都市の住民が、自らに関わる不当損害行為について、代官また郷司、およびその配下の者らに対し、一年以内に叩頭「して告訴」しなければ、それらの者には代官また郷司、およびかれらの配下に対するブリースタフは与えられない。

〈訳注〉

ドヴィナ行政法第一三条、および法典I第四五条を参照。ここでは国内の他都市の住民が、自身の属する行政区外の代官らから不当な損害を受けて告訴する際の要件について規定している。法典II第七五条によれば、代官・郷司行政管区内の住民は、代官・郷司が離職後に初めて告訴することができたのに対し、「他都市の住民」は、本項にあるように、不当な損害を受けたときには直ちに、当の代官らが在職中でもこれを告訴することが認められた。この場合、代官らは裁判における弁明のために代理人を派遣しなければならなかった。法典II第七五条では、代官ら自身が出頭することも想定されているが、本項では代理人の派遣（派遣先は首都モスクワであったと考えられる）についてしか記されていない。おそらく在職中の地方行政責任者が訴訟のために任地を簡単に離れることは問題と考えてのことであろう。他都市民の代官らに対する告発は代官らの離職後も可能であったが、期限が離職後一年以内と制限されていた。テクストの「一年以内」は、ローマーノフの指摘通り、不当損害行為のあったときからのことではなく、このように読むのが正しいように思われる。

なお不当損害行為 *obimzbie dela* とは、キエフ時代にはギリシア語の *καδολικα*・ラテン語の *iniuria* と同様に「不正」一般のことを意味し、モスクワ時代には、とくに他人の財産に対する損害行為を意味した。それは法典II第

イヴァン四世皇帝の『一五五〇年法典』

一二条に規定されるような強盗や盗取のように刑事罰を課されるような重大な犯罪ではなく、多くの場合、賠償で済まされた。この語が名誉毀損の意味で用いられるのはより後の時代で、この時代には名誉毀損は、一般的には *гечесцье* という語で表現された。

他都市の住民 *иногородни: чужеземци* (異国人) と異なり、国内の他の都市住民のこと。本条項では主に他都市の商人のことが意図されている。

職 *жалованье*

二五 ある原告が殴打および略取の件で訴えをおこし、被告が、殴りはしたが、奪っていないと述べるなら、被告を殴打の件で有罪とし、かれから名誉棄損料を取る。「かれに対する」罰については、その人物を考慮しつつ、君主がこれを命じる。略取の件に関しては、裁判と証人喚問「が行われ」、**「殴打を含む」**全体について有罪とすべきではない。もし「被告が」奪いはしたが、殴っていないと述べるなら、奪ったと述べるその者から奪われたものを取り立てる。罰については、その人物を考慮しつつ、君主がこれを命じる。殴打に関しては裁判と証人喚問「が行われる」。他の件についても同様に裁かれる。すなわち、誰かが何らかの件で有罪とされるなら、かれから「訴訟要求額・物件が」取られる。罰については、その人物を考慮しつつ、君主がこれを命じる。「被告が否認する」残りの件に関しては、裁判と証人喚問、十字架接吻「による宣誓」「が行われる」。

〈訳注〉

新条項。ここでは毆打および略取事件に関する訴訟において、被告がいずれか一方の罪を認め、他方を否認した場合について規定されている。ウラジーミルスキー・ブダーノフによれば、ピョートル一世以前の立法文書や裁判記録では、「毆打と略取」は通常セットで現れるというが、本条項ではこれを区別し、それぞれ別個のものとして規定しようとしている。最初のケースで暴力の事実についてのみ認められた場合に、名誉棄損料が徴収されることになっているが、これは暴力行為が身体への不可侵性にたいする侵害、すなわち相手の名誉を棄損したと考えられたからである。(名誉毀損については前条および次の第二六条を参照。)なおロマーノフによれば、暴力行為がまずあり、その結果偶発的に起こった「略取」行為は、暴力の行使を伴う意図的・計画的な物取り(「強盗・強奪」pa300h)より、また盗取・窃盗(ra600a)より軽度の犯罪行為と考えられたという。強盗・強奪に関しては本法典第一二条を参照。

本条項でも、基本的には民事的な規定に、君主が「罰」を課すという形で、刑事的な規定が付け加えられていることが注目される。なおここでの「人物を考慮しつつ」というのは、被告の身分を考慮するという意味である。封建法的特性がこういう形で出ているといえる。本法典のこうした特性は、すでに第三、四、五条また次の第二六条にも明白に現れている。さらに本来は暴力と略取事件に関しての規定が、後段において一般化されていることも注目される(「他の件に関しても同様」)。

名誉棄損料 Geuectine

二六 扶持職にある小貴族に対する名譽毀損料は、その扶持職について文書に定められている収入に依じて「同額を」命ずる。またかれの妻に対する名譽毀損料はその者の収入に依じ「その」二倍となる。いずれかの小貴族が俸給を貨幣で得ている場合、かれが受けとる俸給額が、かれへの名譽毀損料となる。かれの妻に対してはかれの名譽毀損料に依じて「その」二倍となる。「中央」官庁や宮廷勤務の書記官に対する名譽毀損料は、ツァーリにして大公がこれを命ずる。かれらの妻たちに対してはかれらの名譽毀損料に依じて「その」二倍である。また商人である大ゴスチに対しては五〇ルーブリ、その妻たちにはかれらの名譽毀損料に依じて「その」二倍である。また商人およびポサード民また全ての中層民に対して名譽毀損料は五ルーブリ、かれらの妻たちにはかれらの名譽毀損料に依じて「その」二倍の名譽毀損料である。また貴族の良き民に対する名譽毀損料は五ルーブリである。ただしチウンとドヴォトクはこれに含まれない。先の者の妻には二倍である。貴族のチウンおよびドヴォトクまた裁判執達吏に対する名譽毀損料は、かれらの収入に依じた「額」である。またかれらの妻たちには二倍である。また耕作農民および非耕作農民に対して名譽毀損料は一ルーブリである。その妻に対しては名譽毀損料は二ルーブリである。また貴族の下層民あるいは都市下層民に対する名譽毀損料は一ルーブリ、かれらの妻たちに対する名譽毀損料は二倍である。また農民に対しては、損傷「の程度」と名譽毀損料を考慮して命ぜられる。またすべての者に対し、身体損傷については、人物と損傷「程度」を考慮して命ぜられる。

〈訳注〉

新条項。ロシアの世俗法において言葉による侮辱等を含む名譽毀損に関する規定はドヴィナ行政恵与状（行政

法) 第二条により初めて導入されたが (ПРП. Вып. III. С. 162) そゝでは貴族とその勤務人 (Слуга) の名誉毀損について規定されているだけである。(法典 I には規定がない) 本法典においてその規定は著しく詳細になっている。ここでも名誉毀損に対する補償額は、封建的原則に従い被害者の身分に応じて定められている。順に見ていこう。

まず当時のモスクワ国家の中核的勤務人である小貴族についてであるが、この層はここでは二つカテゴリーに分けられている。第一は扶持受領者でその収入(それは当該地方の住民から様々な形で徴収された)が文書で厳密に規定されていた。第二は俸給を貨幣で、おそらく国家から受け取っていた小貴族である。扶持は厳密に定められてはいたが、実際に守られる保証はどこにもなく、現に職権乱用による地方住民からの無法な徴収が跡を絶たなかった。そのため当時の政府はおそらく前者の形態を削減し、後者に移行させようとしていたと考えられるが、その転換は容易なことではなかった。それぞれの小貴族はそれぞれの収入額と同額(一般的に三〜五ルーブリであった)の名誉毀損料を受け取るよう規定されていた。かれらの妻は二倍額の名誉毀損料を保証されている。これは他の身分に関しても同様であった。このことから、当時のロシアにおける女性の地位は一般に想像されるよりは高かったということまでは言えようが、それ以上の結論はここでは差し控えたい。いずれにせよこれは特別の考察を要する複雑な問題である。

次に中央官庁や宮廷勤務の書記官 *Дьяки полаты и дворяны* についてである。*Дьяк полаты* というのはクリュチエフスキーによれば「ドゥーマ(貴族会議)書記官」であるが、サディコフやポリャークによれば中央官庁(後のプリカース)書記官であるという。ここではこゝちらの説を取りたい。*Дьяк дворянский* は大宮廷庁(приказ

Bozhloro Dboptia) の書記官であろう。かれらの名譽毀損料はツァーリが定めた。

注目すべきは特権的大商人(大ゴスチ)及び都市民(商人、ポサード民ら中層民、さらに下層民)に対する名譽毀損料が規定されていることである。大ゴスチの五〇ルーブリという額は、上の小貴族や都市中層民(商人ポサード、すなわち商手工業民)の額に比し一〇倍以上で、商人階級が当時の国家によって極めて高く位置づけられていたことがわかる。ところでここには「大」ゴスチについてしか言及がないが、「大」という以上「中」、「小」ゴスチの存在もまた推測されるであろう。これについては法典Ⅲの四四、四六条に規定がある。それによれば、中ゴスチの名譽毀損料は二〇、小ゴスチは一、二ルーブリとなっている。ゴスチをはじめ都市民がこのように高く位置づけられている理由として、本法典が一五四七年の諸都市における大暴動直後に編纂されたという事情があることはおそらく確かであろう。しかしそれ以上に重要なのは、やはりこの時期のモスクワ国家における都市の成長とその経済的意義の高まりであろう。政府としても都市民の要求に正面から対応することを余儀なくされていたのである。

次に規定されているのは、貴族の従属民(ホロープ)の名譽毀損に関する規定である。まず「貴族の良き民」*gospskii chelovek dobrii*である。かれらも五ルーブリとされている。これは都市中層民(すなわち国家に直接従属する「自由民」である)の場合と同額である。これは貴族の従属民も、その上層は、現実には自由民、それもその中層並に扱われていたことを意味している。また貴族のチウン、ドヴォトク、裁判執達吏については、それぞれの収入に対応する額とされている。この層は貴族の各種行政の実際上の担い手であり、単なる「良き民」より明らかに高い地位にあったので、同じく従属民と言っても、実質上支配階級に近かったと考えられる。貴族

の上層従属民の社会的地位の高さが注目される場所であるが、これはとりもなおさず、当時のロシアにおける貴族層の占める位置の高さを反映していたと考えるべきであろう。

次のランクは耕作農民、非耕作農民、貴族の下層民、都市の下層民で、その名誉毀損料は一ルーブリである。農民（耕作、非耕作）の額が都市中層民の五分の一、都市下層民と同額というのは、やや驚きである。これらの農民が「下層」農民であるならば、ある程度納得がいく。通常の農民が都市下層民と同格に位置づけられているとしたら、都市下層民がどのようなものであったと考えるかでだいぶ異なってくるが、当時の農民の社会的地位は相当に低かったということになる。非耕作農民とは農作物の商いをする農民のことであろう。法典Ⅲ第五二条ではそのような農民で農村で「良き民」（すなわち裕福な民）と呼ばれる者には三ルーブリの名誉毀損料が定められている。法典Ⅱの本条項では、「良き民」ではないので、通常の農民と同様の一ルーブリとされているのであろう。

扶持職にある小貴族 *дети боярские, за которыми кормления* : 官庁や宮廷勤務の書記官 *дьяки полатные и дворяне* : 貴族の良き民 *боярский человек добрый*

ドヴォトチク *дворчик* : 地方行政官、すなわち代官や郷司の配下（チウン及び後述の裁判執達吏から区別される）。ペロオーゼロ行政恵与状などの一五世紀の法においては、ドヴォトチクはチウンと共に地方行政の一翼を担に担っていたように見えるが、本法典では主に、訴訟内容に関する現地調査等の役割を果たしている。

裁判執達吏（プラヴェトチク） *правецик* : やはり地方行政官の配下であり、主に裁判判決を執行した。すなわち勝訴したのが原告の場合、裁判執達吏が訴訟要求額と裁判手数料を敗訴者から徴収し、逆に勝訴したのが被告

であつた場合には、原告から裁判手数料を徴収した（一八条注釈を参照）。

二七 ある異国人が何らかの件で「他の」異国人を訴えるなら、訴えられた者の意志により「次のように行う。」もし「被告人」自身が望むならば、かれは「十字架へ接吻して」無罪であることを宣誓するか、あるいは十字架の傍らに訴訟で要求されているものを置く。原告は十字架に接吻した上で「自分のものを」とる。もしわが国の者が異国人を、あるいは異国人が当地の者を訴えるなら、その場合籤が与えられる。すなわち、籤を引き当てた者が「十字架に」接吻した上で自分のものをとるか、あるいは「十字架に接吻して」無罪を宣誓する。

〈訳注〉

法典Ⅰ第五八条を参照。ここでは異国人同士の訴訟が扱われているのに対し、本条項では、それに加えてモスクワ国家の臣民と異国人との間の訴訟も規定の対象とされている。ここに登場する異国人は、当時の状況を考慮するならば、主にロシアを訪れた外国商人と考えられる。

異国人同士の訴訟において、訴訟の帰趨が被告人の意志に委ねられていることは、一見奇妙な感じがするが、十字架に賭けての宣誓が重視された時代のことであることを考慮すれば、納得がいくであろう。注目すべきは、被告が罪を認めた場合には、要求されている物を返却することで放免されていることである。ここではいわば公的な刑事罰は課されていない。おそらくロシア当局は、ここで外国商人同士の紛争を解決することに最大の注意を払っている。ロシアの対外貿易に支障がでなければそれでよいと考えたのであろう。

ロシア人と異国人との間の訴訟の場合は、籤で決着が図られた。籤に当たった者が被告であるなら、無罪が認められ、原告であるなら、被告から訴訟で要求した物をとるのである。いずれの場合にも十字架に賭けての宣誓が必須とされた。

従来異国人とロシア人の間の紛争に際しては、決闘で決着を図るのが通例であつたと考えられる。それがすでに記したように、決闘裁判そのものが次第に行われなくなつてきて（法典Ⅱ第五条〔訳注〕を参照）、本条項のような規定になつたと考えられる。こうした傾向はすでに、例えば既述の一二二九年の「スモレンスクとリガ及びゴート沿岸地域との条約」第一〇条において明確になつていた。そこでは次のように定められている。「ルーシ人〔ルーシン〕はスモレンスクの地でドイツ人〔ネムチン〕を決闘に呼び出してはならない。〔同様に〕ドイツ人もリガとゴート沿岸地域において「ルーシ人を決闘に呼び出さない。」あるいはドイツ人のゴスチがルーシ人において相互に剣で、あるいは短槍で討ち合うなら、公、またいかなるルーシ人もそれに介入すべきではない。かれらは自ら相互に裁きあうべきである……すなわち、すでに一二二九年に、ルーシの地においてはルーシ人は異国人と決闘してはならないと定められているのである。これはルーシの地において、異国人が相互に、またルーシ人に決闘を挑むことまで禁止しているわけではないが、決闘の漸次的廃止の方向は見えている。特に、紛争の起こるたびに決闘が行われるようでは、商業活動は著しく困難になるであろうことを考えるとき、この規定は時代の流れに合致しているといつてよい。

異国人 Чужеземец；籤 Жеребей

二八 ツァーリにして大公、あるいはツァーリにして大公の子ら、ないしは貴族らが、何らかの案件で裁きを行うも、その裁判が結審せずに、審理継続の状態におかれる場合、「裁判官は書記官に対し原告と被告の申し立てを自身の前で書き留めるよう命じる。あるいは「訴訟当事者らが」何らかのことで「証人の」証言を引き合いに出すならば、「裁判官は」書記官にそれをも自身の前で書き留めるよう命じる。かれ「書記官」は結審するまでの間、その文書を自分の印を付して自身のもとに保管しておく。もし書記官らがいずれかの文書を書記官補に下書きから清書させようとする場合、書記官らはそれらの告訴状や文書につなぎ目ごとに署名を付す。そして書記官補が文書を下書きから清書したならば、書記官はこれらすべての文書を自分で照合し、その上で書記官はこれらの文書に自分の署名を付す。そして書記官はこれらの文書を自分の印を付して自身のもとに保管する。だが書記官補はいかなる文書をも自身のもとに保管してはならない。もし書記官補から書記官の印を付した写しあるいは文書が奪われ、その写しあるいは文書ないしは告訴状に書記官の署名がない場合には、書記官から写しと手数料また馬代が取られる。そして書記官補は鞭打たれる。もし書記官補から写しあるいは文書が町の外あるいは「かれの」居宅で奪われる場合には、その書記官からその写しが取られ、書記官補は市場刑に処されたうえ、書記官補「職」から追われ、かれは今後いかなる者のもとでも書記官補「職」についてはならない。

〈訳注〉

新条項。ここでは裁判記録（文書）の作成・保管に関する規定がなされている。裁判が何らかの理由で中断した場合（おそらく追加の証拠資料の必要性が出た場合などである）、書記官は裁判官の前でそれまでの記録を作成

し、かれの責任で保管する。「自身のもとに」は自分の家という意味ではなく、「役所内で自分の責任で」の意味であろう。持ち出しが禁じられていたと考えられるからである。書記官が書記官補に清書させた場合には、自ら確認（照合）の作業をしなければならない。「つなぎ目」ことに署名」というのは、書記官補が勝手に記録紙を破り取ったり、順序を変えたりすることのないように、張り合わされた二片の紙葉の双方にまたがる署名をするようにということである。書記官補のもとから文書やその写しが紛失したり奪われたりし、しかもそれに書記官が署名していなかったことが判明した場合、書記官も書記官補も罰せられる。とくに重大な過失と見なされたのは、書記官補が文書を役所外に持ち出して紛失した場合である。この場合書記官補は鞭打ちの刑にあつただけでなく、書記官補職から永久に追放された。

「もし書記官補から…奪われ、その写し…に書記官の署名がない場合には、書記官から写しと手数料また馬代が取られる。」多くの写本では、ここで書記官から取られる「写し」のところは、「訴訟要求額」となっている。確かに書記官はその過失ゆえに、原告に賠償する義務を負わされたと考えた方が理解しやすい。それにもかかわらずもし「写し」が正しい読みであるとすれば、「本案件から当該書記官は外される」というような意味になるであろうか。「手数料」は本来訴訟当事者が負担すべき裁判手数料の意であろう。

「町の外」*за Topozom* は、おそらくプリカースがあつた城（クレムリ）の外という意味であろうか。

二九 貴族らが何らかの案件で裁きを行う場合、「かれらは」この裁判「文書」を自身の前で作成するよう命じる。訴訟当事者は文書作成に立ち会わない。何らかの件で原告あるいは被告に問いただす必要がある場合、その者を自身の

もとへ呼ぶ。問いただした後には文書作成「の場」から立ち去らせる。書記官はかれら「訴訟当事者」の一件に関する文書を作成したなら、それを訴訟当事者の前で読み聞かせない。すべてを貴族らにたいし読むべきである。

〈訳注〉

新条項。ロシアで初めて、裁判における審理記録の作成手順について定められている。当事者からの圧力排除が中心の課題であった。なおロマーノフは作成者を書記官補と考えているが、前条からも推測できるように、書記官とすべきであろう。このことは、貴族らが「自身の前で作成するよう命じる」とあるところで、ほとんどの写本が「書記官らに」という語を補っていることから明らかである。

三〇 合同裁判が行われる場合、原告あるいは被告は同一の裁判官の管轄下におかれぬ。誰か「原告」がいかなる案件においてにせよ、他方「被告」を相手取ってプリースタフの派遣を求めぬなら、その原告は自らの裁判官から自分のために護衛人を取り、かれが訴えるべき者を管轄下におくその裁判官のもとに行き、プリースタフを要求し、その裁判官の前で訴訟を提起する。その被告が裁判から降りずに、かれ「原告」を逆に告訴するならば、かれ「原告」はその「被告側の」裁判官の前で答弁する。このようにすべての案件において、合同裁判は被告を管轄下におく裁判官が裁く。また手数料は双方の裁判官が規定に従って取る。裁判官らは手数料を半分ずつ分け合う。双方の裁判官の手数は同額とする。

〈訳注〉

新条項。原告と被告が地理的、また身分的に異なる裁判管轄区や役所に属している場合（とりわけ諸公国が分立しいまだ十分に統一されていない段階において目立った現象である）、双方の裁判官による合同裁判が行われた。そうした例は一五世紀のインムニテート文書などにしばしば出てくるが（たとえば一四二五年の大公ヴァシーリー一世の府主教フォーチャーあての下賜文書をみよ、ААЭ. т. I, No. 23）、本条項では、そうした純粋な形での合同裁判が問題となつてはいるわけではない。ここではそうした裁判はむしろ否定され、被告側の裁判官に審理が委ねられている。モスクワ統一国家の形成とともに、文字通りの合同裁判は不要になつてきたと考えられる。旧来の合同裁判の原則は、本法典では第九一条や第一〇〇条に維持されている。聖界領主と世俗領主との間の、また異なる分領公国の者らの間の訴訟の場合である。

シユタムによれば、合同裁判は、法的な管轄は異なつていても、同一地方（公国）に属する者同士の間でのみ行われた。異なる地方（公国）の者同士の場合には、モスクワで審理が行われたという。

原告が「被告」を相手取つてプリースタフの派遣を求める」というのは、かれが被告の管轄区で被告をその裁判所に呼び出すために召喚人を出してもらう、という意味である。その際には自身の管轄区からその利益を守つてくれる「護衛人」を出してもらつた。護衛人はまた被告側から手数料を徴収する責任も負つた。全手数料の半分は原告側管轄裁判官に渡ることになつていたのである。

合同裁判 *СЪЛ СМЕСТНОИ* : 護衛人 *СТРОПОК*

## 文献

〈史料〉

Акты исторические, собранные и изданные Археографическою комиссиею. т. 1. СПб., 1841. (АИ.)

Акты, собранные в библиотеках и архивах Российской империи Археографическою экспедициею Академии Наук. т. 1. СПб., 1836. (ААЭ.)

Акты феодального землевладения и хозяйства. ч. 1. М., 1951. (АФЗХ.)

Акты XIII-XVII, представленные в разрядный приказ. ч. 1. ЧОИДР., 1898-2, М., 1898. (Акты Юшкова.)

*Герберштейн С.* Записки о Московии. М., 1988.

Памятники русского права. (ГРП.) Выпуск первый. Под редакцией С. В. Юшкова. М., 1952.

Памятники русского права. (ГРП.) Выпуск второй. Под редакцией С. В. Юшкова. М., 1953.

Памятники русского права. (ГРП.) Выпуск третий. Под редакцией Л. В. Черепнина. М., 1955.

Памятники русского права. (ГРП.) Выпуск четвертый. Под редакцией Л. В. Черепнина. М., 1956.

Российское законодательство X-XX веков. т. 2. Законодательство периода образования и укрепления Русского централизованного государства. Ответ. редактор тома А. Д. Горский, М., 1985.

Судебники XV-XVI веков. Подготовка текстов Р. Б. Мюллер и Л. В. Черепнина. Комментарии А. И. Копанева, Б. А. Романова и Л. В. Черепнина. Под общей редакцией академика Б. Д. Грекова. М.-Л., 1952.

Dewey, H. W. (compiled, trans. and ed.) *Muscovite Judicial Texts. 1488-1556. Michigan Slavic Materials.* No. 7, Ann Arbor, 1966.

Kaiser, D. H. *The Laws of Rus'-Tenth to Fifteenth Centuries.* Salt Lake City, 1992.

石戸谷重郎「一三九七年のトクイナ行政法をめぐる諸問題」、『奈良学芸大学紀要』一四号（一九六六年）三二一〜五三頁、一五号（一九六七年）三二一〜四五頁。

石戸谷重郎「イワン三世の一四九七年法典——本文試訳ならびに註解——」、『奈良学芸大学紀要』八一号（一九五九年）三七〜五九頁。

勝田吉太郎「ルス法典研究」『法学論叢』(京大)五九十二号(一九五四年)、二八～二二七頁。

中村喜和訳「百章」試訳(一)′(二)′(三)『一橋大学研究年報 人文科学研究』二九号(一九九二年)、三～四八頁、三〇号(一九九三年)、三～九七頁、三二号(一九九四年)、三～一〇八頁。

松本栄三編訳『ピョートル大帝のロシア——亡命ロシア外交官ゴトシヒンの手記——』二〇〇三年、彩流社。

〈研究〉

Алексеев Ю. Г. Судебник Ивана III. Традиция и реформа. СПб., 2001.

Владимирский-Буданов М. Ф. Хрестмация по истории русского права. вып. 2. Киев, СПб., 1887.

Зимин А. А. Реформа Ивана Грозного, М., 1960.

Нерсесянц В. С. (отв. редактор), Развитие русского права в XV-первой половине XVII в. М., 1986.

Романов Б. А. Судебник Ивана Грозного, ИЗ., кн. 29, 1949.

Смирнов И. И. Судебник 1550 г. ИЗ., кн. 24, 1947.

…… Очерки политической истории Русского государства 30-50-х годов XVI в., М.-Л., 1958.